

第3章

土地利用誘導

第1節 土地利用誘導の基本的な考え方	83
第2節 住居系市街地における誘導区域	85
第3節 駅周辺市街地における誘導区域	87
第4節 工業系市街地における誘導区域	99
第5節 全市的な誘導区域	103
第6節 防災指針	104

第3章 土地利用誘導

第1節 土地利用誘導の基本的な考え方

1 基本的な考え方

本市は、住宅都市であるとともに、ものづくり都市としての発展の経過をたどり、現在は、公共交通の沿線に居住が集中し、そのことで生活サービス施設の充実や、職住近接を実現するコンパクトな市街地を形成しています。

しかしながら、将来的には人口減少が進み、都市のスポンジ化が想定されるなか、持続可能な都市づくりを進めていくためには、市民・事業者などの都市活動の根幹となる住・商・工の都市機能が保全・継承されるだけでなく、各機能の集積がもたらす潜在的価値の向上を進めるための取組みが求められています。

一方、立地適正化計画は、コンパクトな都市構造の形成による持続可能な行財政運営基盤の構築などをめざし、公共交通沿線への居住及び都市機能の誘導区域を設定したうえで、都市づくりに関する基本方針を示すものですが、本市の特性を最大限に活かすためには、既に成熟した都市として強い相関関係をもつ住・商・工を切り離すことなく、一体的・総合的に捉える必要があります。

そこで、地域特性を活かした土地利用誘導と拠点の魅力向上の実現に向けて、本市の現状の土地利用を、主に住居系の用途に供されている地域を住居系市街地、広域利用される都市機能が集まる商業系用途を含む駅周辺の地域を駅周辺市街地、主に事業所などが立地する工業系用途の地域を工業系市街地に区分し、それぞれの市街地における、まちの成り立ちや現況、将来想定などを踏まえて、各誘導区域を設定します。

2 本計画に定める誘導区域

立地適正化計画では、公共交通の沿線地域などで居住の誘導を図る「居住誘導区域」と、駅周辺などで多様な都市機能の誘導を図る「都市機能誘導区域」を定めるものとされています。本市計画では、さらに、市街地特性を活かした土地利用を誘導するため、事業所の誘導を図る「産業誘導区域」を本市独自の誘導区域として設定するとともに、「居住誘導区域」については、主に住居系市街地において定める「一般型居住誘導区域」と、工業系市街地において、住宅と事業所が共生する土地利用の誘導を図る「住工共生型居住誘導区域」に区分して設定します。

また、用途地域の無指定地域及び大阪国際空港敷地の一部については、誘導区域設定の対象外とします。

○市街地別の誘導区域の種別

住居系市街地：一般型居住誘導区域

駅周辺市街地：都市機能誘導区域

工業系市街地：産業誘導区域、住工共生型居住誘導区域

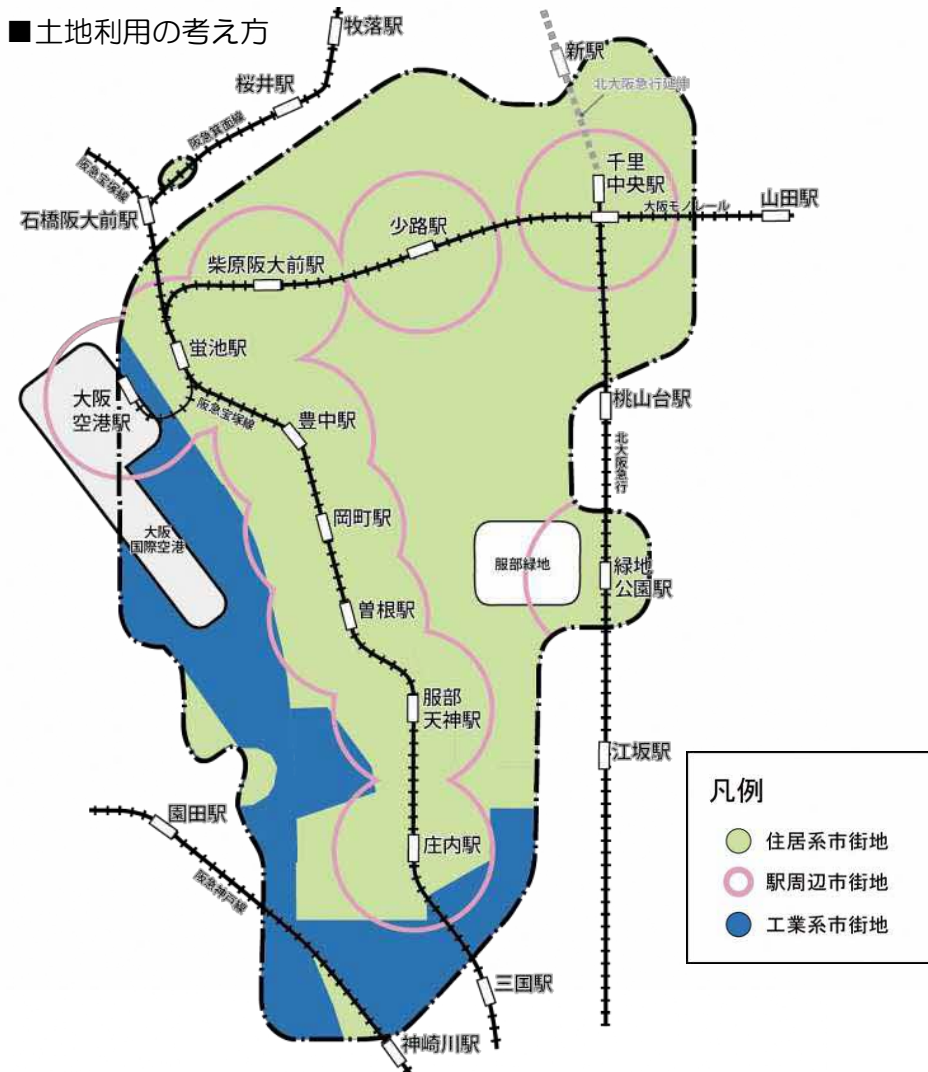


図 59 土地利用の考え方

第2節 住居系市街地における誘導区域

1 住居系市街地における誘導区域の考え方

市域の大半を占める住居系市街地は、概ね公共交通徒歩圏域（鉄道駅から半径800m及びバス停から半径300m）内となり、既に住宅を中心とした市街地が形成されており、将来的にも40人/ha以上の高い人口密度が見込まれるため、引き続き一定の人口密度の維持を図る区域として、原則として全域を一般型居住誘導区域に設定します。

ただし、以下の法令により住宅の建築が制限されている区域や、事前対応が困難な災害が予想される区域は除きます。

○法令により住宅の建築が制限されている区域

- ・森林法に基づく保安林（春日神社風致保安林）
- ・生産緑地法に基づく生産緑地地区（生産緑地法第14条による行為の制限が解除されたものを除く）
- ・都市緑地法に基づく特別緑地保全地区（春日町ヒメボタル特別緑地保全地区）

○災害の発生が予想される区域

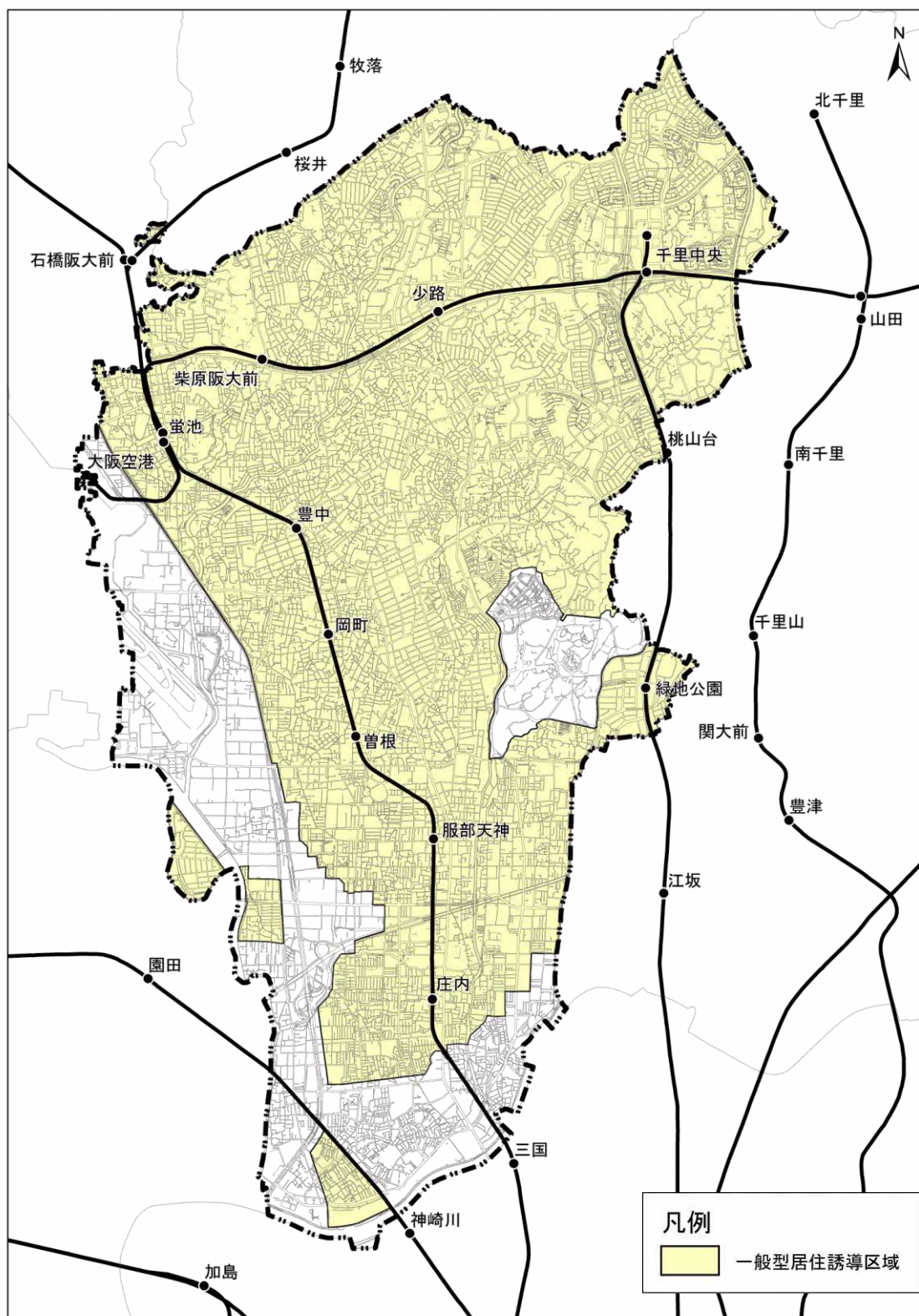
- ・国の指針において、居住誘導区域を決める際に考慮する必要のある災害区域は、本市の場合、「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」、「浸水想定区域」が該当します。また、「津波災害警戒区域」は指定されていませんが、「津波浸水想定」が大阪府において設定されています。
- ・「土砂災害特別警戒区域」は、国の指針に基づき区域から除きます。「土砂災害警戒区域」については、地域防災計画において災害予防対策が示され、また、風水害対策の体制も整備されているものの、災害発生や災害リスクの予想が難しいことから、区域から除きます。
- ・「浸水想定区域」、「津波浸水想定」については、第6節「防災指針」において適切に災害リスク分析を行った上で、災害リスクを踏まえた防災・減災対策を明らかにすることにより、区域に含めます。

表 26 災害ハザードに対する国の指針

災害区域の種類	根拠法（※名称は略称を使用）	国の指針
・災害危険区域のうち、住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域（市該当無）	建築基準法	・居住誘導区域に含まない。
・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	土砂災害防止法	
・地すべり防止区域（市該当無）	地すべり等防止法	
・急傾斜地崩壊危険区域（市該当無）	急傾斜地崩壊防止法	
・浸水被害防止区域（市該当無）	特定都市河川浸水被害対策法	
・津波災害特別警戒区域（市該当無）	津波防災地域づくり法	・原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである。
・災害危険区域（上記以外）（市該当無）	建築基準法	
・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害防止法	・それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込みなどを総合的に勘案し、居住を誘導することが適切ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである。 ・居住誘導区域に含める場合には、防災指針において当該地区の災害リスクを踏まえた防災・減災対策を明らかにすることが必要である。
・津波災害警戒区域（市該当無）	津波防災地域づくり法	
・浸水想定区域	水防法	
・都市洪水想定区域（市該当無） ・都市浸水想定区域（市該当無）	特定都市河川浸水被害対策法	
・津波浸水想定区域	津波防災地域づくり法	

2 一般型居住誘導区域の設定

「1 住居系市街地における誘導区域の考え方」を踏まえ、下図のように一般型居住誘導区域を設定します。



※一般型居住誘導区域は、「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」、「生産緑地地区（生産緑地法第14条による行為の制限が解除されたものを除く）」、「特別緑地保全地区」、「保安林」を除きます。

図 60 一般型居住誘導区域

第3節 駅周辺市街地における誘導区域

1 駅周辺市街地における誘導区域の考え方

駅周辺市街地では、商業施設をはじめ、居住者の利便に供するさまざまな都市施設が集積し、駅ごとに都市施設が集積状況などによる地域特性がみられ、拠点としての魅力を生み出しています。そこで、公共交通網の活用を前提として、市域全ての駅の周辺を都市機能誘導区域に位置づけ、各区域の特性を活かした拠点の魅力向上を進め、利便性の高い公共交通を介して市全体の魅力として共有することにより、居住誘導を推進していくものとします。

都市機能誘導区域の範囲の基本的な考え方は、拠点の中心となる駅からの徒歩圏域内とします。そして、各区域の特性を活かした魅力向上につながる施設などを都市機能増進施設（以降、「誘導施設」という）として設定し、それらの施設の立地状況を踏まえた適正な範囲で、都市機能誘導区域の設定を行います。また、その特性が相互に連携し相乗効果が期待できる隣接駅については、連続する一体の範囲として都市機能誘導区域を設定します。

なお、「第2次豊中市都市計画マスタープラン」で示す、都市空間の将来像の都市構造のなかで設定されている都市機能誘導ゾーンのうち、市域外の駅（桃山台駅・三国駅・神崎川駅）の徒歩圏域となる市内の区域については、駅周辺の土地利用や都市施設の立地の状況などを踏まえて、現状では都市機能誘導区域に設定しないものとします。

以上の考え方により、本市では、以下の7つの区域を都市機能誘導区域に設定します。

- ①千里中央駅周辺区域
- ②蛍池駅・大阪空港駅周辺区域
- ③豊中駅・岡町駅周辺区域
- ④曾根駅・服部天神駅周辺区域
- ⑤庄内駅周辺区域
- ⑥柴原阪大前駅・少路駅周辺区域
- ⑦緑地公園駅周辺区域

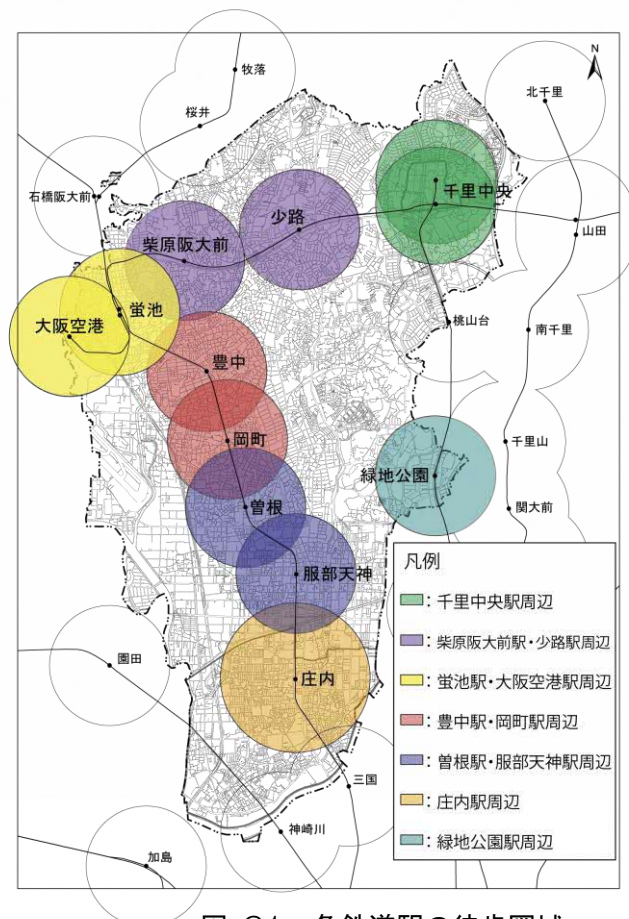


図 61 各鉄道駅の徒歩圏域

2 誘導施設の設定

本市における誘導施設は、以下の視点に基づいて設定します。

○駅周辺への集約と居住地への分散

都市機能を増進する施設は、広範囲を対象とする拠点的な施設、拠点の魅力形成や利便性の維持・向上に資する施設などの「駅周辺に集約することが望ましい施設」と、居住地の身近にあって日常的に利用する施設などの「居住地に分散することが望ましい施設」に分けられます。

本市では、第1章の現状分析の結果を踏まえ、「駅周辺に集約することが望ましい施設」を誘導施設に設定し、施設の特性に応じて分類します。

(施設の特性による分類)

- ・地域の特性を活かす魅力増進施設

各都市機能誘導区域の特性を活かし、地域の魅力づくりにつながる誘導施設を設定します。

- ・暮らしの安心を支える施設

誰もが安心して暮らせる環境づくりにつながる誘導施設を設定します。

表 27 駅周辺への集約と居住地への分散

区分	対象施設
駅周辺に集約することが望ましい施設	広範囲を対象とする拠点的機能を有する施設
	拠点の特性を活かし魅力形成に寄与する施設
	拠点の利便性の維持・向上のために必要な施設
居住地に分散することが望ましい施設	居住地の身近にあって日常生活の利便に資する施設

○現状保全と機能強化

現状では立地していないため新たに立地を誘導する施設だけではなく、現状立地している施設についても、その維持を図る観点から誘導施設に設定します。

3 都市機能誘導区域の設定

○範囲の考え方

本市に設定する7つの都市機能誘導区域の具体的な範囲は、以下の考え方に沿って設定します。

<原則的な考え方>

- 都市機能誘導区域は居住誘導区域内に設定します。
- 都市機能誘導区域は駅の徒歩圏域として半径 800m内を原則とします。
- 庄内駅の徒歩圏域は、駅周辺の平坦な地形と交通手段分担率において自転車利用が多いことを考慮して半径 1,000m内とします。

<区域界設定の基本的な考え方>

- 原則的な考え方に沿って、主要な道路、河川、緑地などの地形地物を区域界とします。
- 主要な道路などの沿道に用途地域が設定されており、まとまりある土地利用がされている場合は、沿道用途界を区域界とします。

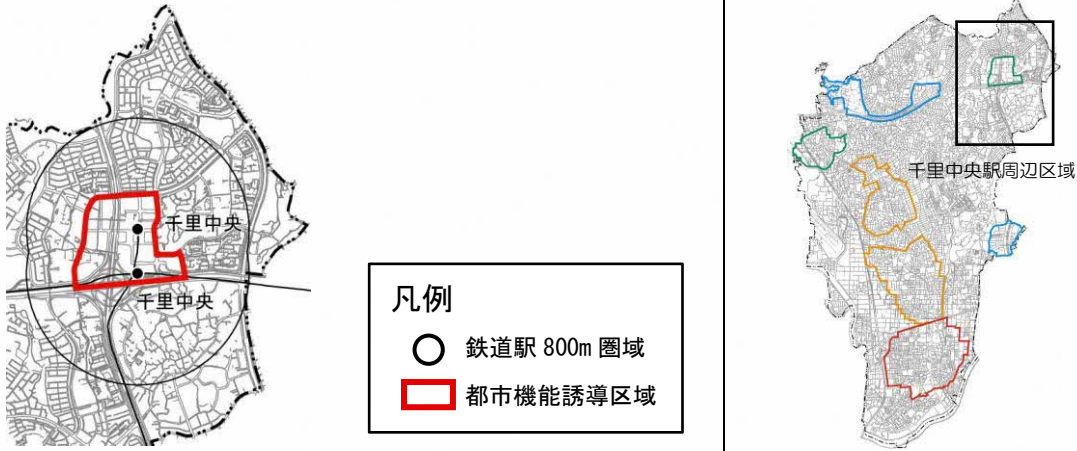
<例外的な区域設定の考え方>

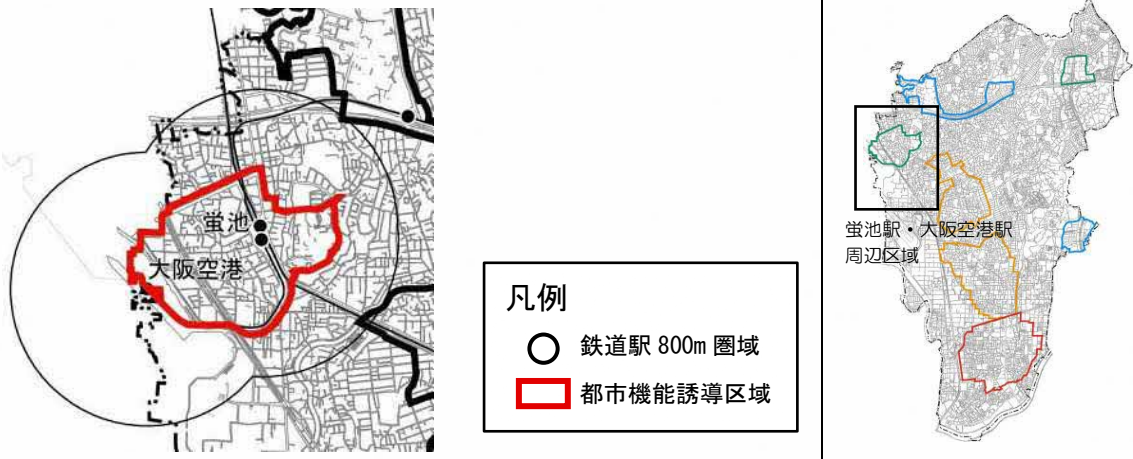
- 徒歩圏域をわずかに越えて一体的な土地利用が図られており、都市機能誘導区域として相応しい区域は、都市機能誘導区域に含めます。

○主目的による分類


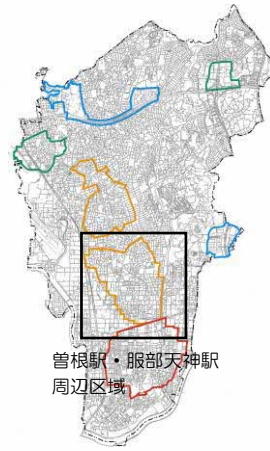
各都市機能誘導区域の設定目的をわかりやすく示すため、主目的に応じて分類します。

主目的	都市機能誘導区域
 広域的なにぎわいを形成	<ul style="list-style-type: none"> • 千里中央駅周辺区域 • 蛍池駅・大阪空港駅周辺区域
 安心を支える施設の維持	<ul style="list-style-type: none"> • 柴原阪大前駅・少路駅周辺区域 • 緑地公園駅周辺区域
 拠点の公共施設の集積	<ul style="list-style-type: none"> • 豊中駅・岡町駅周辺区域 • 曾根駅・服部天神駅周辺区域
 子育て支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 庄内駅周辺区域

①千里中央駅周辺区域			
【主目的による分類】	広域的なにぎわいを形成		
【特性】	広域的拠点となる北部大阪の都市拠点であり、商業・業務機能が集積しています。広域から多様な人が訪れる拠点として、商業施設や高次都市機能の維持・充実による魅力の向上により、市内外から多世代の人が集うにぎわいを創出し、地域はもとより、市域全体の活性化を図ります。		
【区域設定の考え方】	駅からの徒歩圏域 800m 以内とし、千里ニュータウン地区の土地利用の方針を示した「豊中市千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針」において、地区の中心として位置づけられ、商業・業務施設などが集積している、千里中央地区を範囲として設定します。		
【区域】	 <p>凡例 ○ 鉄道駅 800m 圏域 □ 都市機能誘導区域</p>		
【誘導施設】	地域の特性を活かす 魅力増進施設	集会機能付ホテル	旅館業法第2条第2項に定める「旅館・ホテル営業」を営む施設のうち、集会機能を有する施設（会議場、催場など）を備えるもの ※集会機能:不特定多数の人が集会・娯楽・催し物などのために使用する施設で1室の床面積が400㎡以上のもの
		大型商業施設・百貨店	床面積 10,000㎡以上の店舗（飲食店含む）または床面積 10,000㎡以上の複合商業施設（店舗（飲食店含む）の用に供する部分の床面積 5,000㎡以上を有するものに限る）。
	暮らしの安心を支える施設	図書館	図書館法第2条第1項に定める図書館のうち、豊中市立図書館みらいプランの施設階層が「中央館」又は「地域館」に該当する市が設置する公立図書館
		保健センター	地域保健法第18条第2項に定める「市町村保健センター」
		交流施設	社会教育法第21条に基づき市が設置する「公民館（分館は除く）」、豊中市コラボセンター条例第2条に定める「コラボセンター」の施設（市民などが地域活動や社会貢献活動を行うための機能を有する施設）で、市が設置するもの
		病院	医療法第1条の5第1項に定める病院
		介護予防センター	市有財産を活用した事業者による介護予防の推進に関する条例第2条第5号に規定する事業者が同号の事業を実施する施設

②蛭池駅・大阪空港駅周辺区域			
【主目的による分類】	広域的なにぎわいを形成		
【特性】	広域拠点である大阪国際空港が立地しています。地域経済の重要な社会資源である大阪国際空港を活かし、広域からの来街者にも利用される大型商業施設や集会機能付ホテルの誘導により、魅力とにぎわいを創出し、地域はもとより市域全体の活性化を図ります。		
【区域設定の考え方】	駅からの徒歩圏域 800m 以内とし、空港の魅力を活かしながら両駅が連携してにぎわいを作る範囲として、空港と蛭池駅間の地域とし、加えて、大阪府がん診療拠点病院（肺がん）に指定されている病院を含む範囲に設定します。		
【区域】			
【誘導施設】	施設の特性	誘導施設	定義
	地域の特性を活かす 魅力増進施設	集会機能付ホテル	旅館業法第2条第2項に定める「旅館・ホテル営業」を営む施設のうち、集会機能を有する施設（会議場、催場など）を備えるもの ※集会機能:不特定多数の人が集会・娯楽・催し物などのために使用する施設で1室の床面積が400㎡以上のもの
		大型商業施設	床面積10,000㎡以上の店舗（飲食店含む）または床面積10,000㎡以上の複合商業施設（店舗（飲食店含む）の用に供する部分の床面積5,000㎡以上を有するものに限る）。
	暮らしの安心を支える施設	交流施設	社会教育法第21条に基づき市が設置する「公民館（分館は除く）」、豊中市コラボセンター条例第2条に定める「コラボセンター」の施設（市民などが地域活動や社会貢献活動を行うための機能を有する施設）で、市が設置するもの
病院		医療法第1条の5第1項に定める病院	

③豊中駅・岡町駅周辺区域			
【主目的による分類】	拠点的公共施設の集積		
【特性】	岡町駅周辺は拠点的な公共施設が集積する公共サービスの中心的拠点であり、また、豊中駅周辺は商業・業務機能の中心的拠点です。公共サービスの中心的拠点として、公共交通を利用して広範囲の市民が利用する拠点的公共施設を維持・充実し、市民の利便性向上を図るとともに、商業・業務施設の維持・充実により拠点の魅力向上を図ります。		
【区域設定の考え方】	駅からの徒歩圏域 800m 以内とし、拠点的公共サービス施設や商業・業務施設の立地状況を踏まえた範囲に設定します。		
【区域】			
<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道駅 800m 圏域 □ 都市機能誘導区域 			
【誘導施設】	地域の特性を活かす 魅力増進施設	集会機能付ホテル	旅館業法第2条第2項に定める「旅館・ホテル営業」を営む施設のうち、集会機能を有する施設（会議場、催場など）を備えるもの ※集会機能:不特定多数の人が集会・娯楽・催し物などのために使用する施設で1室の床面積が400㎡以上のもの
		大型商業施設	床面積10,000㎡以上の店舗（飲食店含む）または床面積10,000㎡以上の複合商業施設（店舗（飲食店含む）の用に供する部分の床面積5,000㎡以上を有するものに限り）。
		子育て支援センター	豊中市立子育て支援センター条例第3条に掲げる事業を実施する施設
		母子父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条に規定する母子・父子福祉施設
		福祉活動支援センター	社会福祉法第109条第1項に規定する団体が同項に掲げる事業を実施する施設
		保健センター	地域保健法第18条第2項に定める「市町村保健センター」
	暮らしの安心を支える施設	図書館	図書館法第2条第1項に定める図書館のうち、豊中市立図書館みらいプランの施設階層が「中央館」又は「地域館」に該当する市が設置する公立図書館
		生活情報センター	豊中市立生活情報センター条例第3条に掲げる事業を実施する施設
		病院	医療法第1条の5第1項に定める病院

④曾根駅・服部天神駅周辺区域			
【主目的による分類】	拠点的公共施設の集積		
【特性】	文化・スポーツの中心として、文化施設やスポーツ施設が集積しています。多世代が利用する文化・スポーツ施設の維持・充実により、多世代が集うにぎわい創出を図ります。		
【区域設定の考え方】	駅からの徒歩圏域 800m 以内を基本とし、文化・スポーツ施設の立地状況と、特性を活かした各施設の一体的利用によるイベントなどの可能性を踏まえた範囲に設定します。		
【区域】	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>凡例</p> <p>○ 鉄道駅 800m 圏域</p> <p>□ 都市機能誘導区域</p> </div> 		
【誘導施設】	地域の特性を活かす 魅力増進施設	野球場	豊中市体育施設条例第 2 条に規定する体育施設のうち、1,000 席以上のスタンドを有する野球場
		市民ホール	市民ホール条例第 2 条に規定する市民ホールのうち、1,000 席以上の客席を有するホールを有するもの
		大型商業施設	床面積 10,000 m ² 以上の店舗（飲食店含む）または床面積 10,000 m ² 以上の複合商業施設（店舗（飲食店含む）の用に供する部分の床面積 5,000 m ² 以上を有するものに限る）。
	暮らしの安心を支える施設	図書館	図書館法第 2 条第 1 項に定める図書館のうち、豊中市立図書館みらいプランの施設階層が「中央館」又は「地域館」に該当する市が設置する公立図書館
		障害福祉センター	豊中市立障害福祉センター条例第3条に掲げる事業を実施する施設
		交流施設	社会教育法第 21 条に基づき市が設置する「公民館（分館は除く）」、豊中市コラボセンター条例第2条に定める「コラボセンター」の施設（市民などが地域活動や社会貢献活動を行うための機能を有する施設）で、市が設置するもの
		病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院
		介護予防センター	市有財産を活用した事業者による介護予防の推進に関する条例第2条第5号に規定する事業者が同号の事業を実施する施設
		児童発達支援センター	豊中市立児童発達支援センター条例第4条に掲げる事業を実施する施設

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

⑤庄内駅周辺区域			
【主目的による分類】	子育て支援機能の充実		
【特性】	商業・業務機能の中心的拠点であり、大阪音楽大学が立地しています。地域資源である大阪音楽大学の維持や商業施設の維持・充実により、拠点の魅力向上を図ります。また、南部地域の活性化に向けて、公共施設再編による子育て支援施設などの機能充実や教育再編による教育環境の改善により、子育て世代の魅力や安心の創出を図ります。		
【区域設定の考え方】	庄内駅を含む南部地域は概ね平坦な地形であり、交通手段分担の状況においても自転車利用が多い地域性であることを踏まえ、駅からの徒歩圏域 1,000m 以内を基本とします。誘導施設の立地状況や、将来的な学校再編による公的不動産の活用も視野に入れた範囲に設定します。		
【区域】			
【誘導施設】	施設の特性	誘導施設	定義
	地域の特性を活かす 魅力増進施設	大型商業施設	床面積 10,000 ㎡以上の店舗（飲食店含む）または床面積 10,000 ㎡以上の複合商業施設（店舗（飲食店含む）の用に供する部分の床面積 5,000 ㎡以上を有するものに限る）。
		大学	学校教育法第 1 条に規定する大学
	暮らしの安心を支える施設	子育て支援センター	豊中市立子育て支援センター条例第 3 条に掲げる事業を実施する施設
		学校等支援拠点施設	教育相談などの児童・生徒支援機能や放課後・休日の学習支援を実施する学力向上支援機能を有する施設で、市が設置するもの
		図書館	図書館法第 2 条第 1 項に定める図書館のうち、豊中市立図書館みらいプランの施設階層が「中央館」又は「地域館」に該当する市が設置する公立図書館
		保健センター	地域保健法第 18 条第 2 項に定める「市町村保健センター」
		交流施設	社会教育法第 21 条に基づき市が設置する「公民館（分館は除く）」、豊中市コラボセンター条例第 2 条に定める「コラボセンター」の施設（市民などが地域活動や社会貢献活動を行うための機能を有する施設）で、市が設置するもの
		就労支援施設	職業安定法第 29 条に規定する無料職業紹介事業、就労支援事業や生活困窮者自立支援事業を実施する施設で、市が設置するもの
病院		医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院	
介護予防センター	市有財産を活用した事業者による介護予防の推進に関する条例第 2 条第 5 号に規定する事業者が同号の事業を実施する施設		

⑥柴原阪大前駅・少路駅周辺区域			
【主目的による分類】	安心を支える施設の維持		
【特性】	地域医療支援病院である市立豊中病院など医療系施設が集積し、また、大阪大学が立地しています。安心して暮らせる医療環境の維持を図るとともに、地域資源である大阪大学を維持し、連携事業などにより拠点の魅力向上を図ります。		
【区域設定の考え方】	駅からの徒歩圏域 800m 以内を基本とし、両駅周辺とその間の医療系施設が集積する大阪中央環状線の沿道を含む範囲に加え、大阪大学敷地を含む範囲に設定します。		
【区域】			
		<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道駅 800m 圏域 □ 都市機能誘導区域 	
【誘導施設】	施設の特性	誘導施設	定義
	地域の特性を活かす 魅力増進施設	大学	学校教育法第 1 条に規定する大学
	暮らしの安心を支える施設	病院 介護予防センター	医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院 市有財産を活用した事業者による介護予防の推進に関する条例第 2 条第 5 号に規定する事業者が同号の事業を実施する施設

序章

第1章

第2章


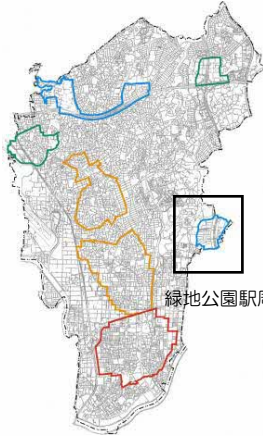
第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

⑦緑地公園駅周辺区域			
【主目的による分類】	安心を支える施設の維持		
【特性】	日常生活の利便性が高い拠点です。居住者の暮らしの安心を支える病院の立地による、日常生活の利便性の維持を図ります。		
【区域設定の考え方】	駅からの徒歩圏域 800m 以内とし、誘導施設の立地状況を踏まえた範囲に設定します。		
【区域】			
			
<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道駅 800m 圏域 □ 都市機能誘導区域 			
	施設の特性	誘導施設	定義
【誘導施設】	暮らしの安心を支える施設	病院	医療法第1条の5第1項に定める病院

■都市機能誘導区域

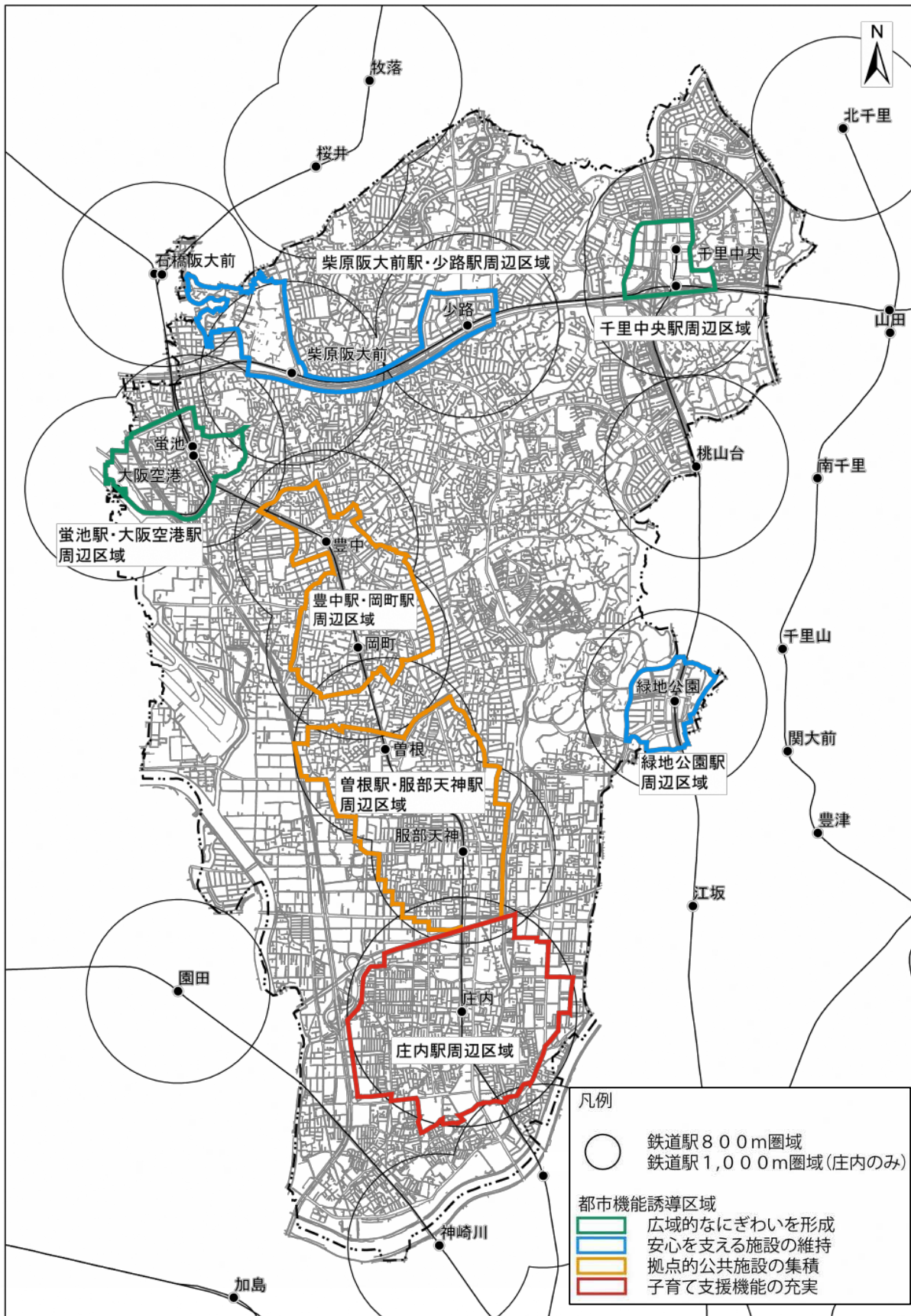


図 62 都市機能誘導区域

■都市機能誘導区域と誘導施設

表 28 都市機能誘導区域・誘導施設一覧表

目的 による 区域分類	誘導区域	特性	誘導施設
広域的な にぎわいを 形成	千里中央駅周辺	商業・業務機能が 集積する北部大阪の 都市拠点	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 集会機能付ホテル、大型商業施設・百貨店 【暮らしの安心を支える施設】 図書館、保健センター、交流施設、病院、 介護予防センター
	蛍池駅・大阪空港駅周辺	広域拠点である大 阪国際空港が立地	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 集会機能付ホテル、大型商業施設 【暮らしの安心を支える施設】 交流施設、病院
拠点 的公共施設 の集積	豊中駅・岡町駅周辺	拠点的公共施設が 集積する公共サー ビスの中心的拠点、 商業・業務機能の中 心的拠点	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 集会機能付ホテル、大型商業施設、子育て 支援センター、母子父子福祉センター、福 祉活動支援センター、保健センター 【暮らしの安心を支える施設】 図書館、生活情報センター、病院
	曽根駅・服部天神駅周辺	文化・スポーツの中 心的拠点	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 野球場、市民ホール、大型商業施設 【暮らしの安心を支える施設】 図書館、障害福祉センター、交流施設、病 院、介護予防センター、児童発達支援セン ター
子育て 支援機能 の充実	庄内駅周辺	商業・業務機能の中 心的拠点、大阪音楽 大学が立地	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 大型商業施設、大学 【暮らしの安心を支える施設】 子育て支援センター、学校等支援拠点施設、 図書館、保健センター、交流施設、就労支 援施設、病院、介護予防センター
施設 の維持 安心を 支える	柴原阪大前駅・少路駅周辺	医療系施設が集積、 大阪大学が立地	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 大学 【暮らしの安心を支える施設】 病院、介護予防センター
	緑地公園駅周辺	日常生活の利便に 資する拠点	【暮らしの安心を支える施設】 病院

※ 市有施設については、『豊中市公共施設等総合管理計画』に基づく施設再編方針により施設再編が具体化した場合は、誘導施設の指定の見直しを行います。

○令和6年（2024年）2月改定時における誘導施設の改定

- ・図書館
豊中市立図書館みらいプラン（令和5年（2023年）3月策定）を踏まえた改定を行いました。
- ・児童発達支援センター
令和元年（2019年）4月の同センター設置に伴う改定を行いました。
- ・交流施設
令和5年（2023年）4月の組織機構の改編に伴う改定を行いました。

第4節 工業系市街地における誘導区域

1 工業系市街地における誘導区域の考え方

南部地域や西部地域には、市の産業を支える工業系市街地が広がっています。西部地域では、旧集落が点在するなか、空港周辺という立地特性から、空港関連施設や運輸業、製造業などの事業所が集積しており、近年は住宅の増加がみられ、住工混在が進みつつあります。また南部地域では、規模が大きな事業所が点在するなか、大阪市に近い立地特性から住宅が集積しており、住工が混在した市街地が形成されています。

そこで、事業所が集積し、住宅立地が進んでいない地域は、今後も事業所の立地誘導を図り、住工混在の進行を防止することで、住民と事業者のお互いの理解と尊重のもと、安定した操業環境の維持・形成を図るため「産業誘導区域」に設定します。

また、既に住宅の立地が進み、住工混在となっている地域や、事業所が集積する区域にある旧集落などの地域については、住民と事業者のお互いの理解と尊重のもと、職住近接の特性を活かしながら、住宅と事業所が共生する市街地の形成を図る区域として、「住工共生型居住誘導区域」に設定します。

○産業誘導区域

産業誘導区域は、工業系市街地のうち、事業所の集積状況を踏まえて、以下のいずれにも該当する街区が一堂となっている区域を設定します。なお、以下に該当しない街区であっても、周辺が該当する街区に囲まれている場合は、その街区も含めて設定します。

- ・令和22年（2040年）将来人口推計40人/ha未満の街区
- ・住宅系以外の敷地面積割合80%以上（住宅系敷地面積割合20%未満）の街区

○住工共生型居住誘導区域

住工共生型居住誘導区域は、工業系市街地のうち、住宅の立地状況を踏まえて、以下に該当する街区が一堂となっている区域を設定します。なお、以下に該当しない街区であっても、周辺が該当する街区に囲まれている場合は、その街区も含めて設定します。

また、第2節「住居系市街地における誘導区域 1 住居系市街地における誘導区域の考え方」に示す一般型居住誘導区域から除く区域を除きます。

- ・令和22年（2040年）将来人口推計40人/ha以上の街区

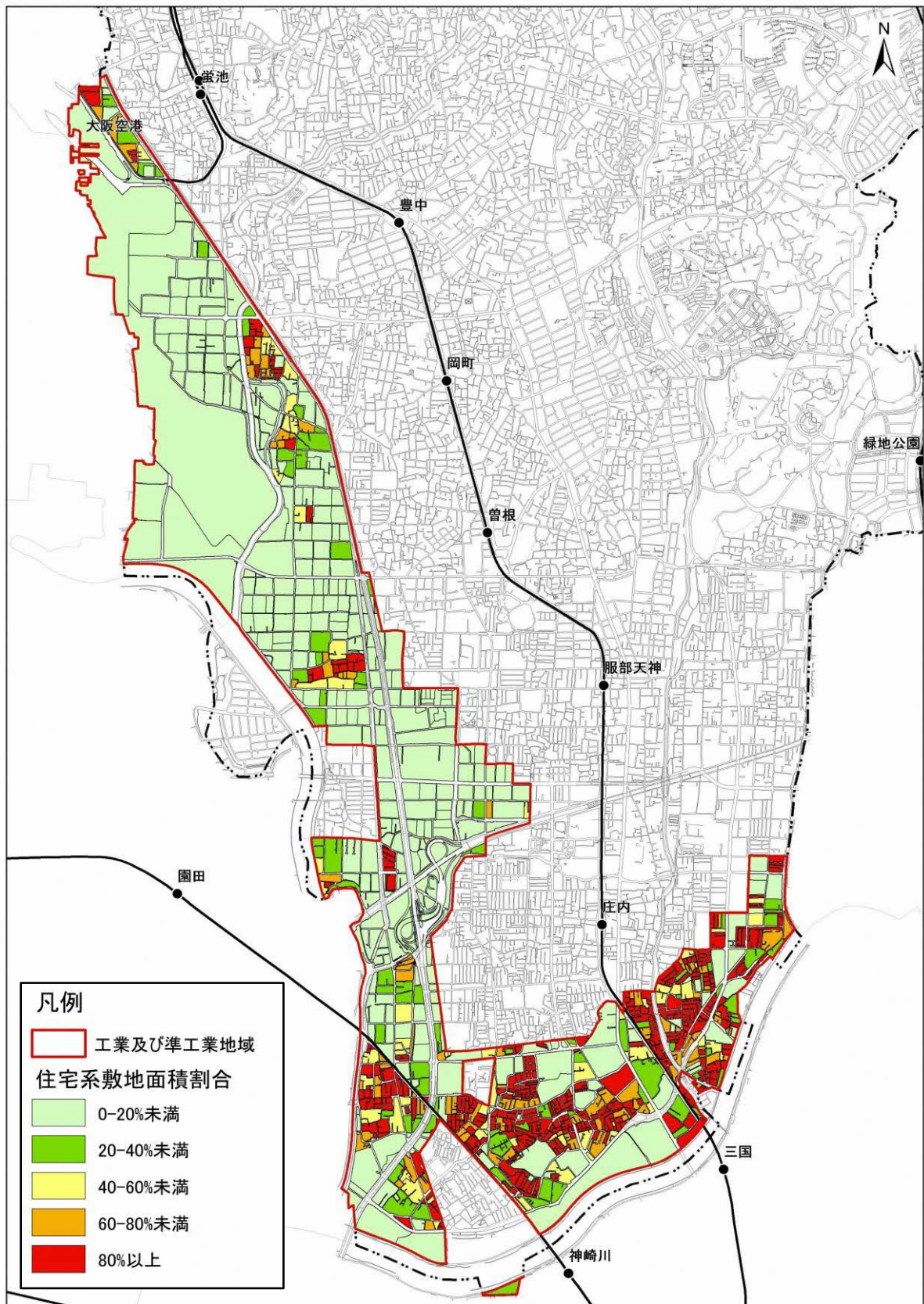


图 63 街区別土地利用割合（住宅系）

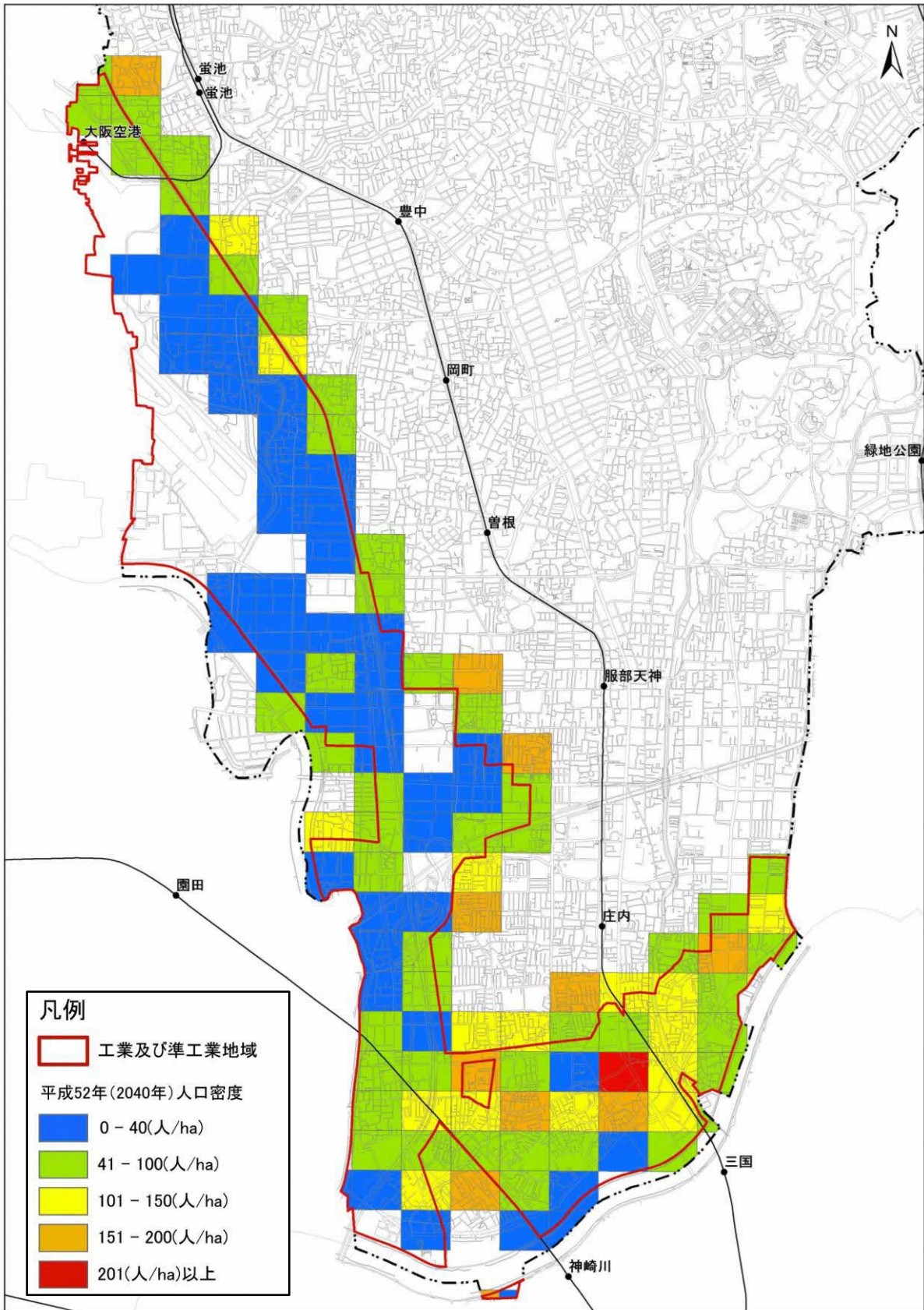


図 64 令和 22 年 (2040 年) の人口密度

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

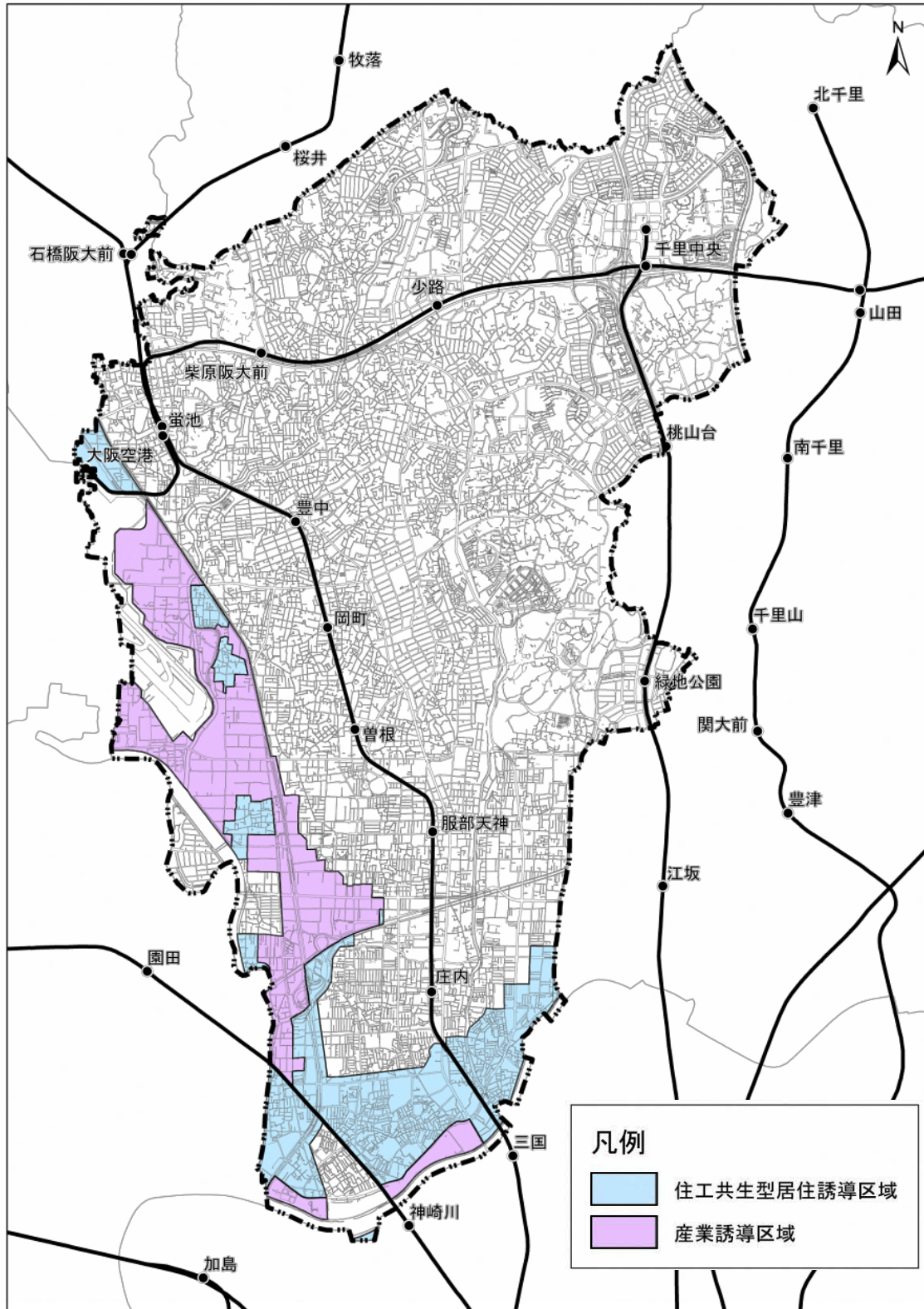
第5章

第6章

参考資料

2 産業誘導区域及び住工共生型居住誘導区域の設定

「1 工業系市街地における誘導区域の考え方」を踏まえ、下図のように「産業誘導区域」と「住工共生型居住誘導区域」を設定します。

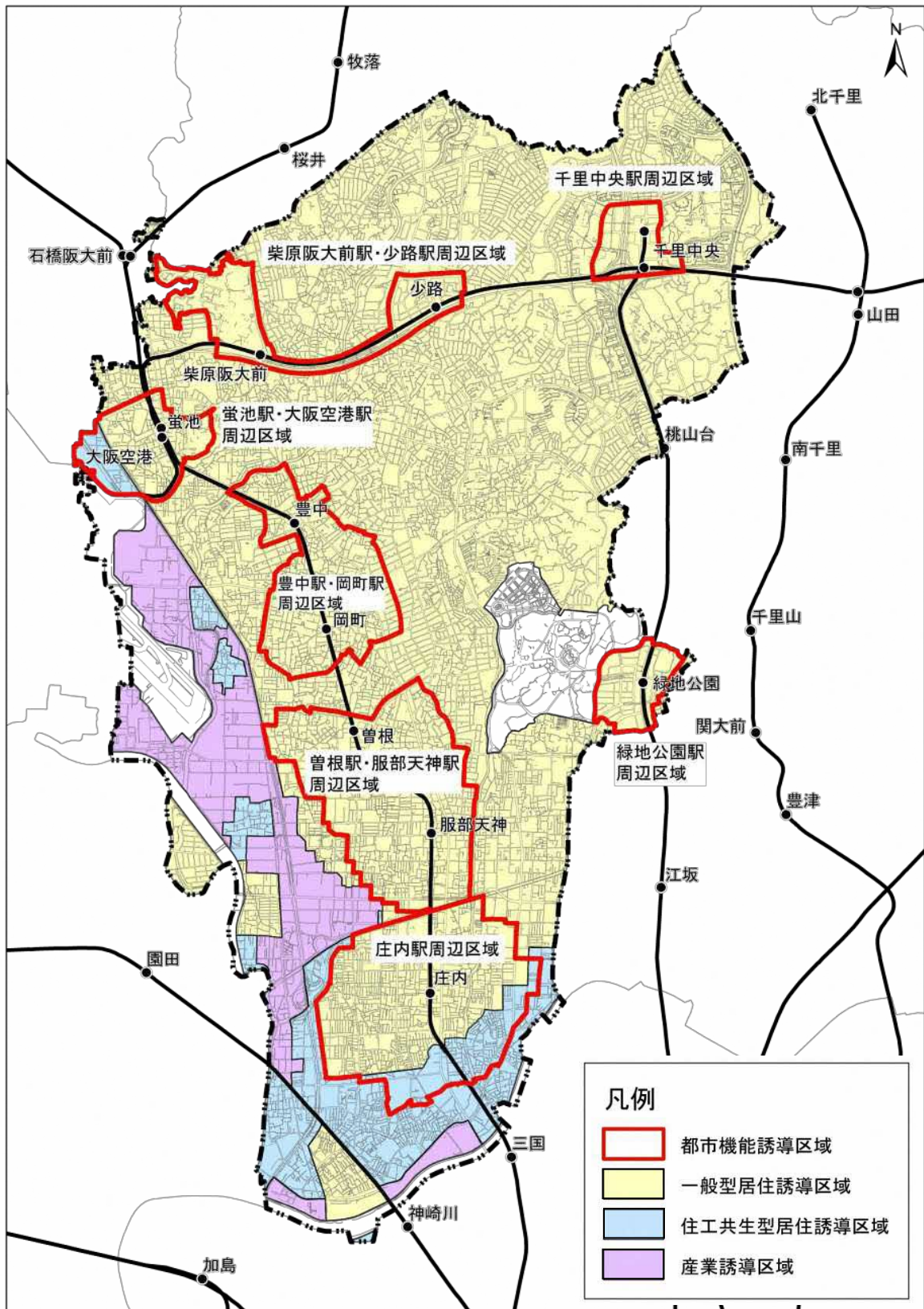


※住工共生型居住誘導区域は、「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」、「生産緑地地区（生産緑地法第14条による行為の制限が解除されたものを除く）」、「特別緑地保全地区」、「保安林」を除きます。

図 65 産業誘導区域と住工共生型居住誘導区域

第5節 全市的な誘導区域

これまで整理した各誘導区域を合わせて、全市的な土地利用の誘導区域として示します。



※一般型居住誘導区域・住工共生型居住誘導区域・都市機能誘導区域は、「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」、「生産緑地地区（生産緑地法第14条による行為の制限が解除されたものを除く）」、「特別緑地保全地区」、「保安林」を除きます。

※災害リスクについては、豊中市総合ハザードマップに示す情報を確認するなど、事前に把握しておくことが重要です。

図 66 全市的な誘導区域

第6節 防災指針

1 防災指針について

(1) 防災指針の策定意義、目的

近年、大規模な地震に加え、特に大雨や台風による甚大な被害が生じており、今後も気候変動の影響などにより水害の更なる頻発・激甚化が懸念されます。

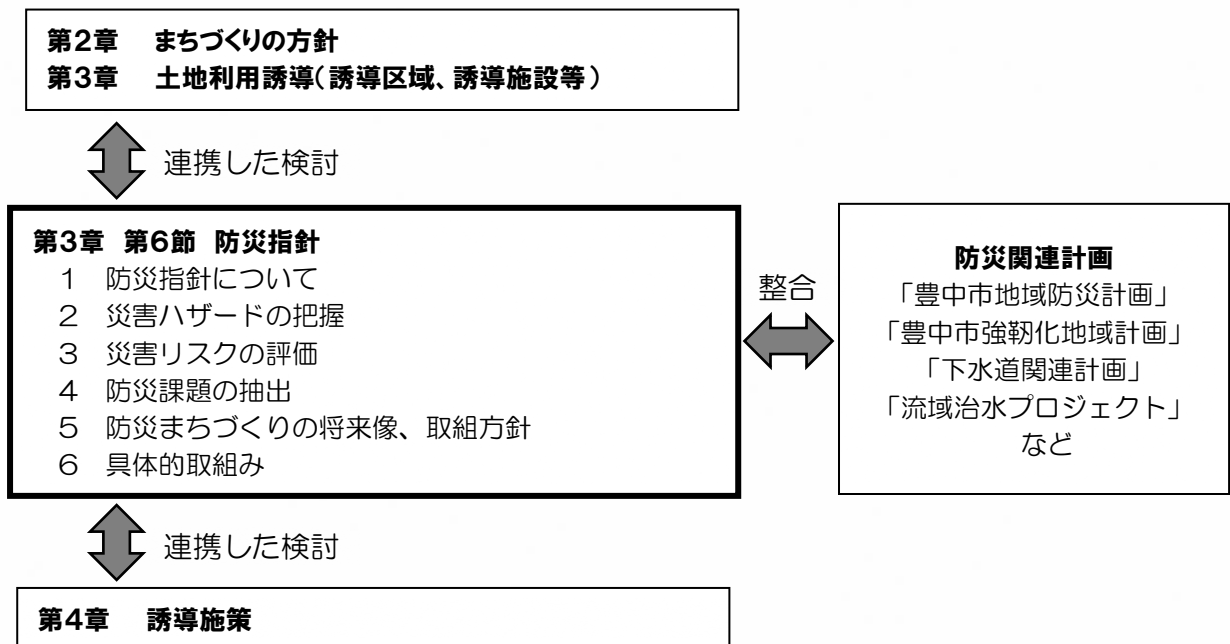
このような自然災害に対応するため、令和2年(2020年)6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に居住誘導区域内などにおける防災対策・安全確保策をとりまとめた「防災指針」を定めることとなりました。防災指針は同法第81条第2項第5号において「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針」とされています。

本市は、南部及び西部地域を中心に水害のリスクがある地域が分布していますが、既に都市機能や住宅等が集積しており、この範囲を居住誘導区域から除くことは現実的に困難です。そのため、まちづくりに関わる市民・事業者・行政が、一定の災害リスクがあることを認識した上で、災害リスクを踏まえたまちづくりの方向性を共有し、被害を最小限にとどめるための対策に連携して取り組むことが重要となります。

そこで、本計画の防災指針において、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの将来像及び取組方針とともに、その対策として具体的な取組みを示します。

なお、防災指針の策定にあたっては、関連計画である「豊中市地域防災計画」、「豊中市強靱化地域計画」などとの整合を図ります。

(2) 防災指針の検討フロー



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

2 災害ハザードの把握

(1) 災害ハザードの種類

本市で想定される主な災害ハザードは下表の通りです。

表 29 主な災害ハザード

種類	災害ハザード	備考
洪水	洪水浸水想定区域	想定最大規模：1,000年確率を上回る規模（降雨量）※1
	洪水浸水継続時間	
	家屋倒壊等氾濫想定区域	
内水	内水浸水想定区域	
高潮	高潮浸水想定区域	想定最大規模：下記の台風を想定 ・中心気圧：910hPa ・台風の中心から台風の周辺で風速が最大となる地点までの距離：75km ・移動速度：73km/hr
	高潮浸水継続時間	
津波	津波浸水想定区域	
ため池	ため池浸水想定区域	ため池7箇所（令和3年（2021年）2月公表済みのもの）
土砂災害	土砂災害警戒区域・特別警戒区域	
地震	地震の震度分布	上町断層帯地震 南海トラフ地震
	液状化危険度	

※1 洪水、内水の想定最大規模降雨量は以下の通り。

種類	河川	想定最大規模降雨
洪水	猪名川	猪名川・藻川流域の9時間総雨量：380mm
	神崎川	24時間総雨量：737mm 1時間最大雨量：81.1mm（加島地点上流域平均）
	千里川	猪名川合流点上流域の24時間総雨量：1,150mm 1時間最大雨量：138.2mm
	天竺川 兔川	神崎川合流点上流域の24時間総雨量：1,150mm 1時間最大雨量：142.6mm
	高川	神崎川合流点上流域の24時間総雨量：1,150mm 1時間最大雨量：145.4mm
	旧猪名川	神崎川合流点上流域の24時間総雨量：1,150mm 1時間最大雨量：142.1mm
	箕面川	兵庫県界上流域の24時間総雨量：1,150mm 1時間最大雨量：133.2mm
	淀川	枚方地点上流域の24時間総雨量：360mm（宇治川を除く区間） 宇治地点上流域の9時間総雨量：356mm（宇治川）
内水	1日総雨量：153mm 1時間最大雨量：147mm	

(2) 災害ハザードの把握

①洪水浸水想定区域（浸水深）

洪水による浸水想定区域は、南部地域と西部地域を中心に市域の広範囲に広がっています。

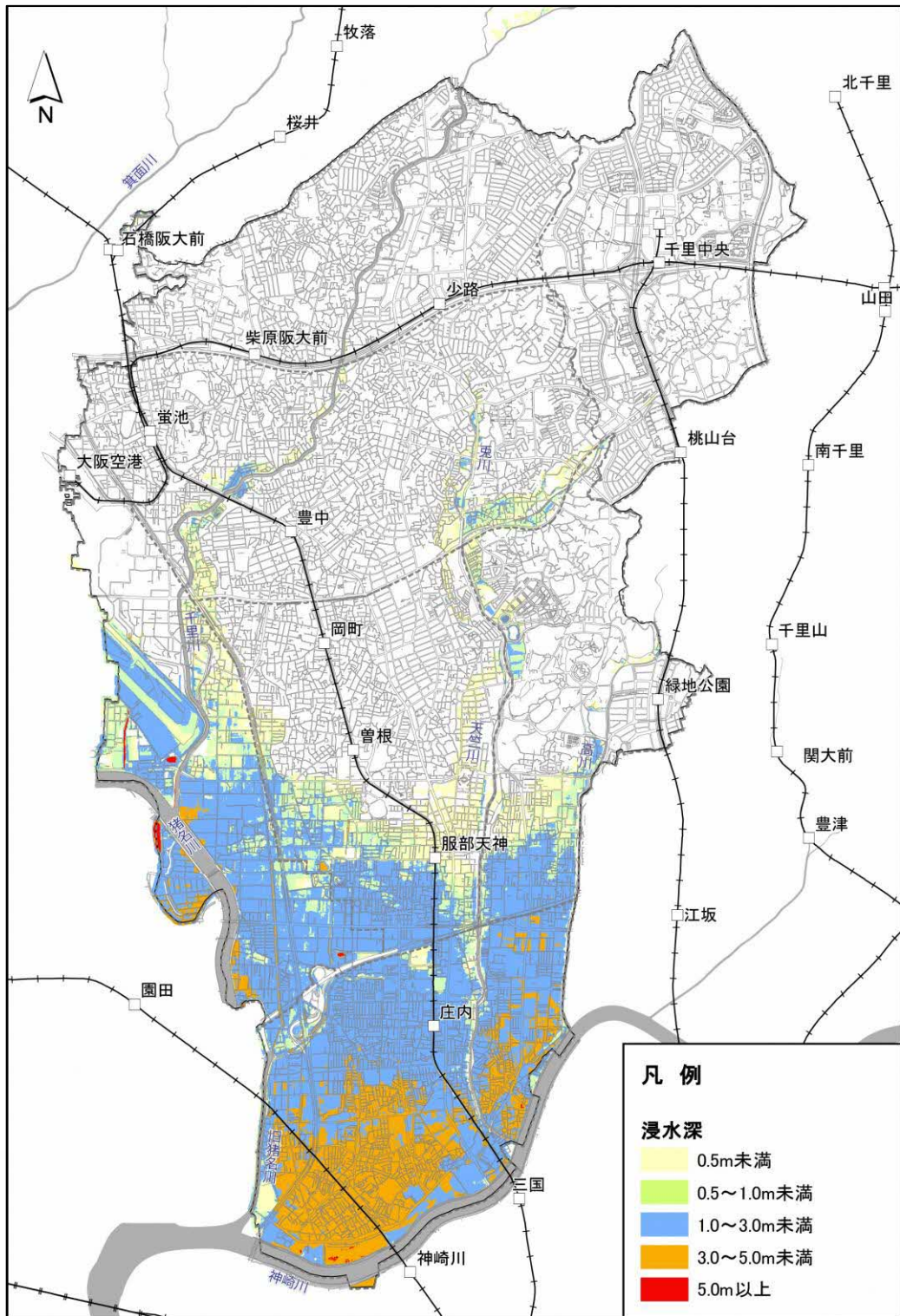


図 67 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

※浸水深は、豊中市総合ハザードマップの各河川の洪水浸水想定区域図の重ね合わせによる最大値を表示している。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

②洪水浸水想定区域（浸水継続時間）

南部地域の一部で浸水継続時間が72時間以上の区域が見られます。

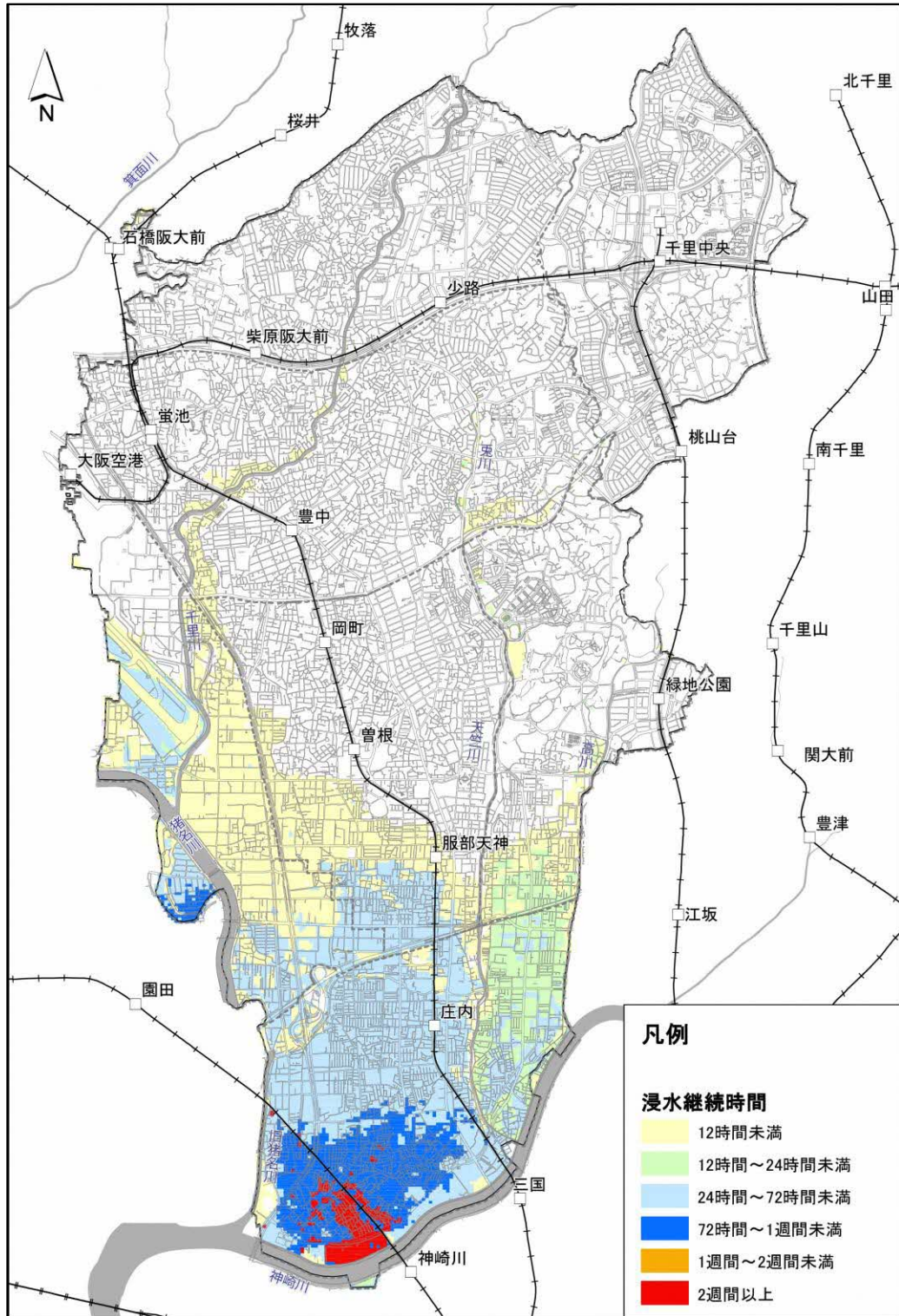


図 68 洪水浸水継続時間（想定最大規模）

※浸水継続時間は、豊中市総合ハザードマップの各河川の洪水浸水想定区域図の重ね合わせによる最大値を表示している。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

③家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域は、猪名川、神崎川、旧猪名川、千里川、天竺川・兎川、高川沿いに指定されています。

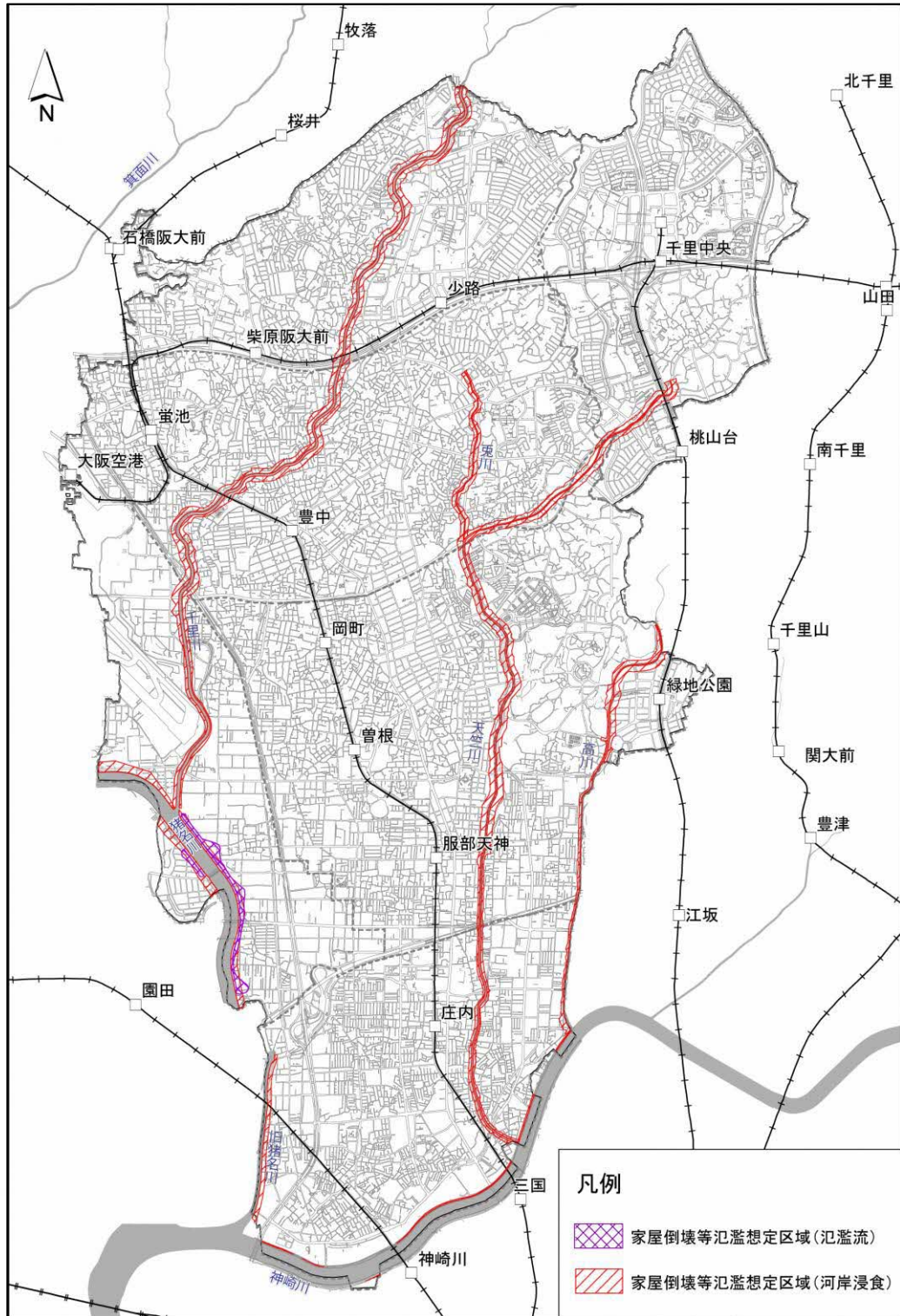


図 69 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）

出典：豊中市総合ハザードマップの各河川の洪水浸水想定区域図を重ね合わせたものを表示している

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

④内水浸水想定区域（浸水深）

内水による浸水想定区域は、浸水深 1.0m未満が大部分であり、浸水深 3.0m以上の区域はありません。

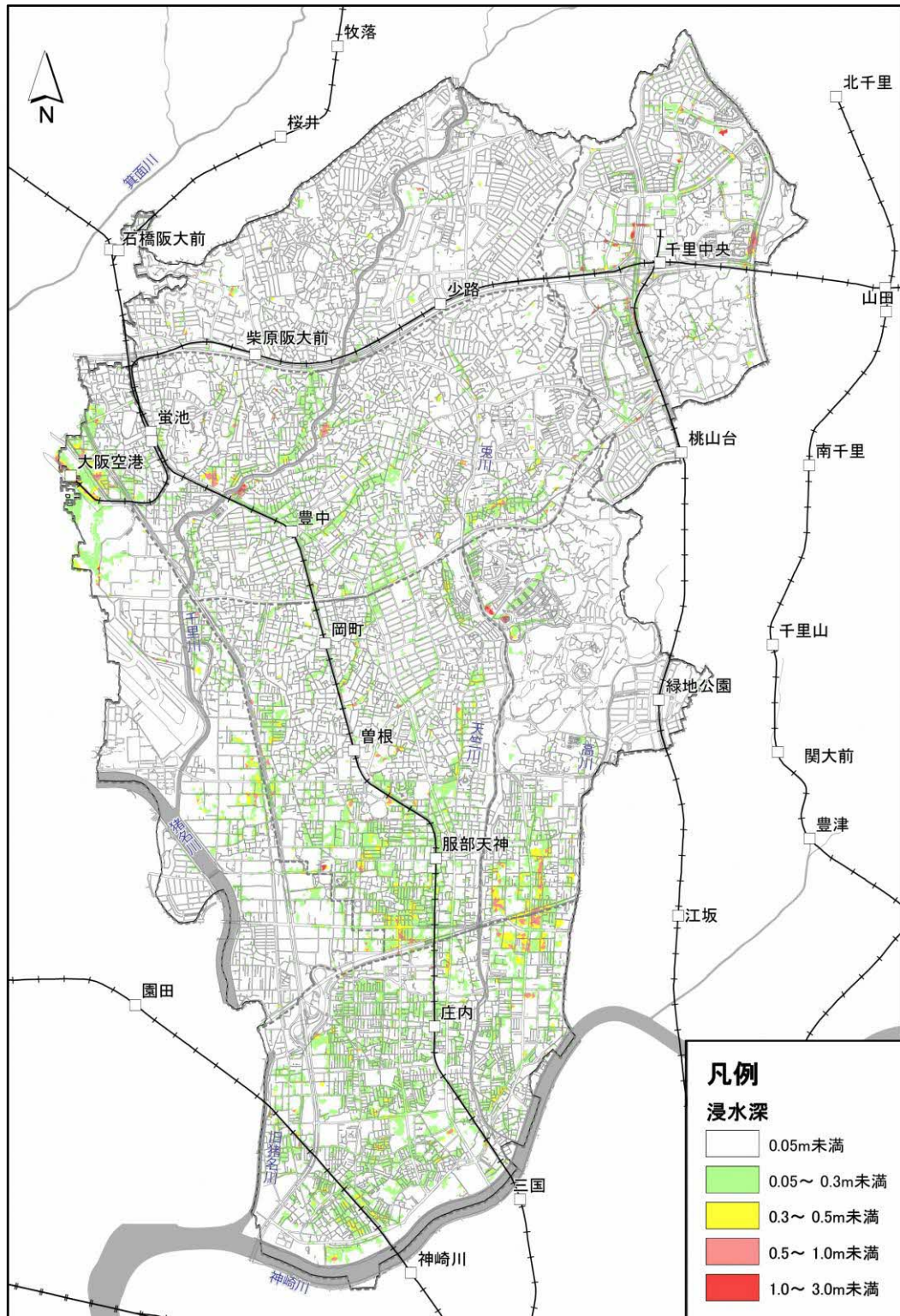


図 70 内水浸水想定区域

出典：豊中市総合ハザードマップの内水浸水想定区域図

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

⑤高潮浸水想定区域（浸水深）

南部地域を中心に最大で浸水深 3m～5m未満が想定されています。

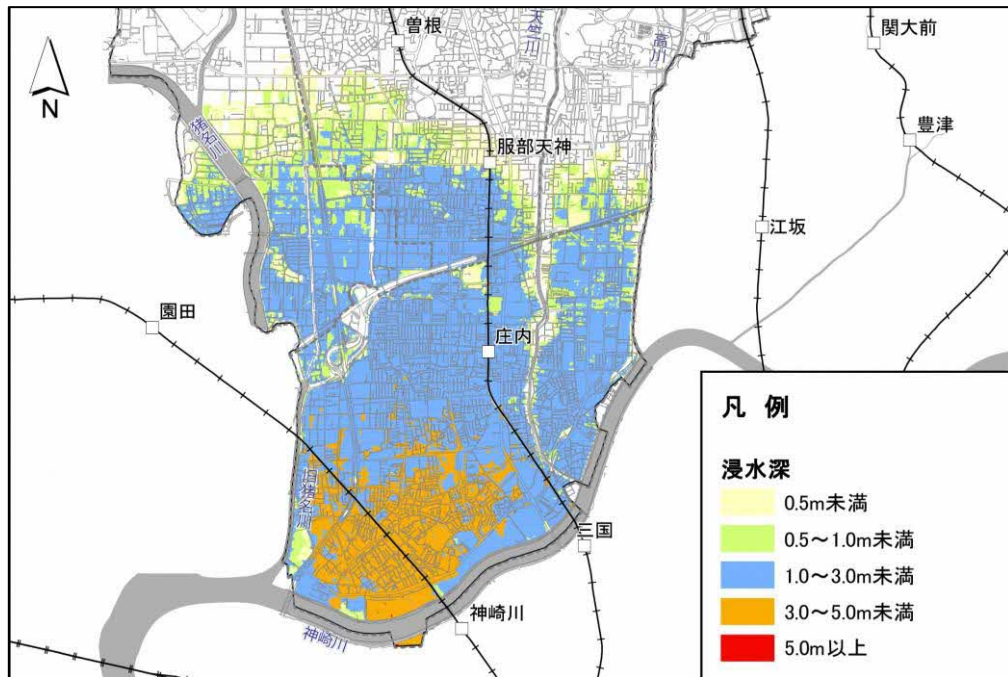


図 71 高潮浸水想定区域

出典：豊中市総合ハザードマップの高潮浸水想定区域図

⑥高潮浸水想定区域（浸水継続時間）

南部地域の一部で最大で浸水継続時間 1 週間～2 週間未満が想定されています。

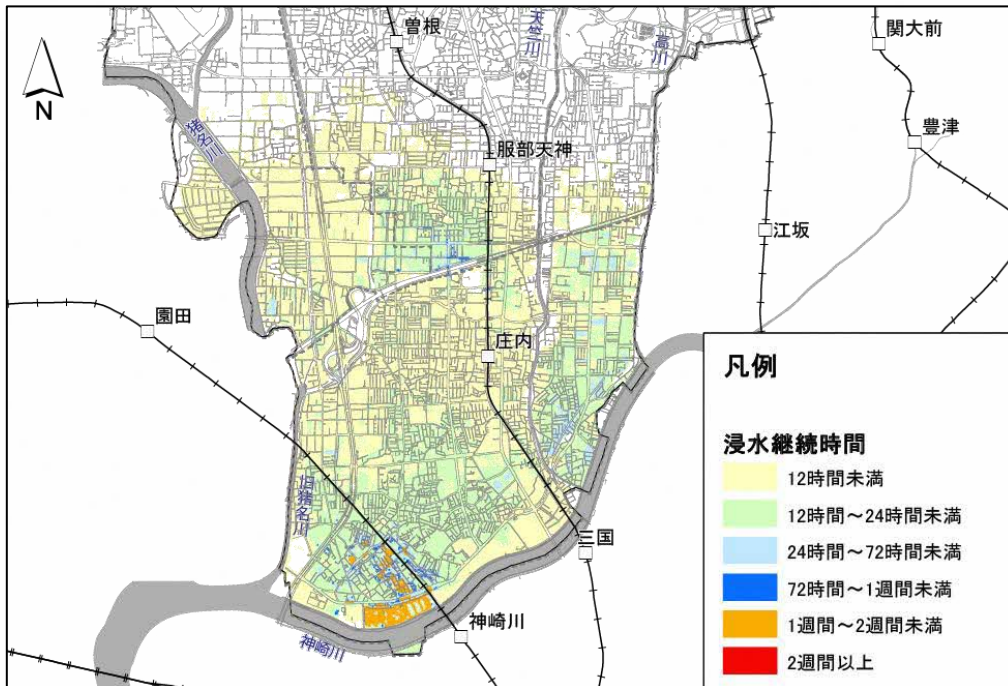


図 72 高潮浸水継続時間

出典：豊中市総合ハザードマップの高潮浸水想定区域図

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

⑦津波浸水想定区域（浸水深）

大島町 3 丁目の一部（神崎川以南）で 1.0m 未満の津波による浸水が想定されています。

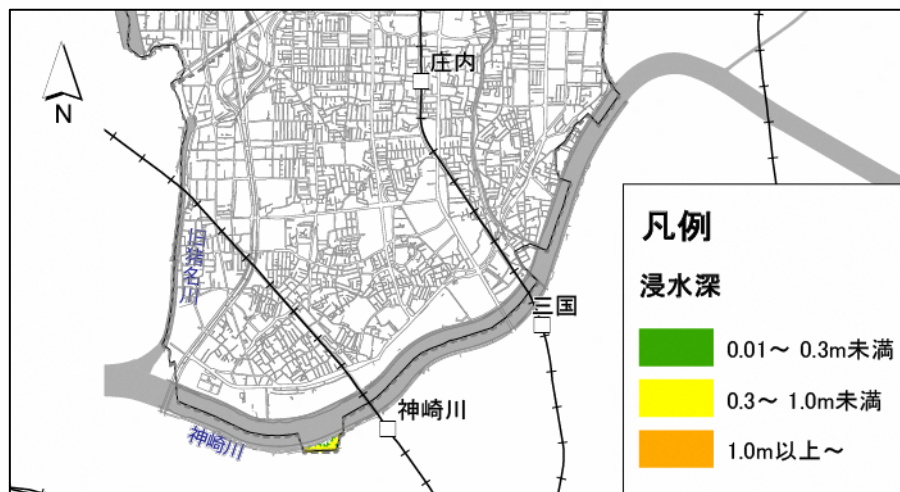


図 73 津波浸水想定区域

出典：豊中市総合ハザードマップの津波浸水想定区域図

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

⑨土砂災害

北部地域、北東部地域、中北部地域、中部地域、東部地域の一部で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域があります。

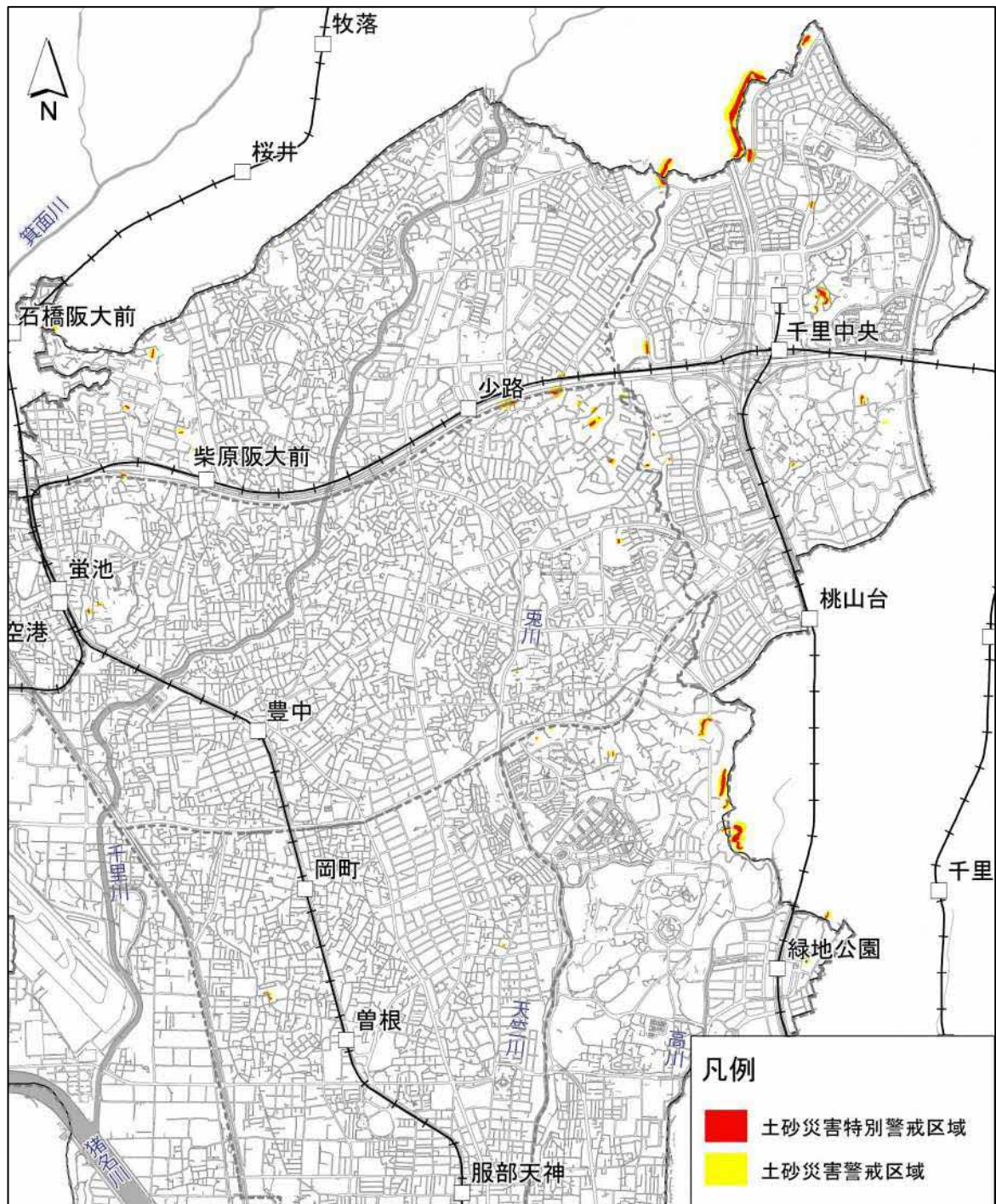


図 75 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況(令和5年(2023年)8月10日時点)

出典：大阪府資料

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

⑩地震

上町断層帯地震で震度6弱～7、南海トラフ地震で震度6弱が想定されています。

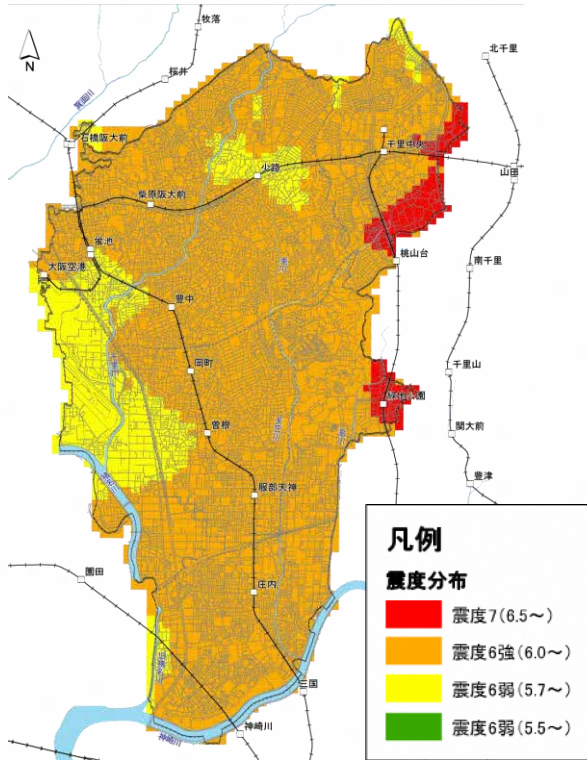


図 76 上町断層帯地震（震度分布）

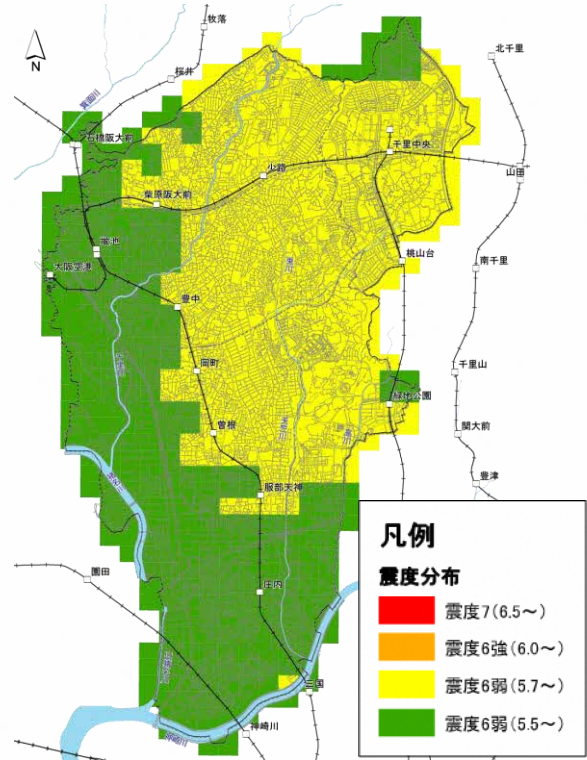


図 77 南海トラフ地震（震度分布）

出典：豊中市わが家の防災マップ

出典：豊中市わが家の防災マップ

液状化危険度がある区域が市域全域に分布しています。

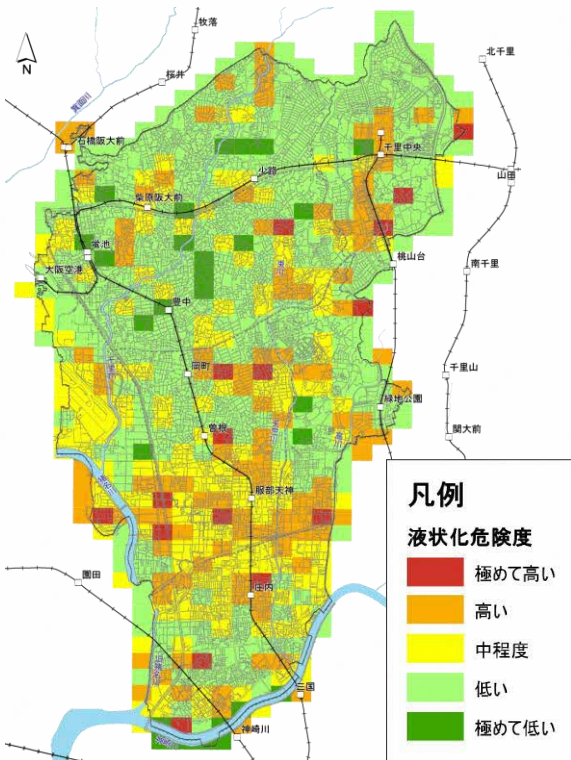


図 78 液状化危険度

出典：豊中市わが家の防災マップ

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

災害リスクの把握を踏まえ、下表の災害リスクの考え方により、防災指針においては洪水、高潮を主なリスク評価対象とします。

表 30 災害リスクの考え方

種類	考え方
洪水	浸水想定区域が広範囲に広がっており、浸水継続時間が72時間以上の区域も見られることから、災害リスクを踏まえた取組み等の検討が必要。
内水	市の大部分が0.5m未満の浸水想定であり、概ね洪水のハザードに包含される。
高潮	浸水想定区域が広範囲に広がっており、浸水継続時間が72時間以上の区域も見られることから、災害リスクを踏まえた取組み等の検討が必要。
津波	津波浸水想定区域は神崎川以南の一部であり、指定緊急避難場所が確保されている。
ため池	浸水想定区域で浸水深が3m以上となる区域は決壊地点直近に限られている。
土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域は、全域を居住誘導区域から除外している。
地震	大規模地震の際には、市全域で震度6弱以上の揺れが想定されていることから、耐震化や避難路の確保など全市的な対策が必要。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

②災害ハザードと都市情報の重ね合わせによるリスク分析

主なリスク評価対象である洪水・高潮について、災害リスクの高い地域を抽出するため、人口、住宅立地、指定緊急避難場所、緊急交通路等の配置などの都市情報とハザード情報を重ね合わせ、どの地域でどのような課題があるかについて、分析を行います。

表 31 災害リスクの分析・評価

種類	分析：災害ハザード×都市情報	評価
洪水 ・ 高潮	①浸水区域内の人口： 浸水深×人口メッシュ	浸水深 3m 以上の区域内に居住する人口
	②垂直避難が困難となる住宅数： 浸水深×垂直避難困難住宅	垂直避難が困難な住宅数 (浸水深 0.5～3m区域の平屋建、浸水深 3m以上区域の2階建以下)
	③長期（3日以上）浸水区域内の人口： 浸水継続時間×人口メッシュ	浸水継続時間 72 時間以上区域内に居住する人口
	④指定緊急避難場所の配置： 浸水深×指定緊急避難場所	浸水想定区域内に立地する指定緊急避難場所数
	⑤緊急交通路の活用可能性： 浸水深×緊急交通路	緊急交通路のうち 0.5m以上浸水する道路の延長
	⑥家屋倒壊の危険性： 家屋倒壊等氾濫想定区域×住宅	家屋倒壊等氾濫想定区域内で倒壊の危険性がある住宅数
	⑦要配慮者利用施設の浸水可能性： 浸水深×要配慮者利用施設	浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設数

※留意事項

- 人口に関する分析は住基台帳人口（令和4年（2022年）12月31日時点）を用いて算出します。
- 分析は、洪水ハザードと高潮ハザードの重ね合わせによる最大値のデータを使用します。

(2) 災害リスクの評価

① 浸水区域内の人口：浸水深×人口メッシュ

南部地域の広範囲と西部地域の一部において、浸水深3m以上で人口密度が高いエリアが見られます。

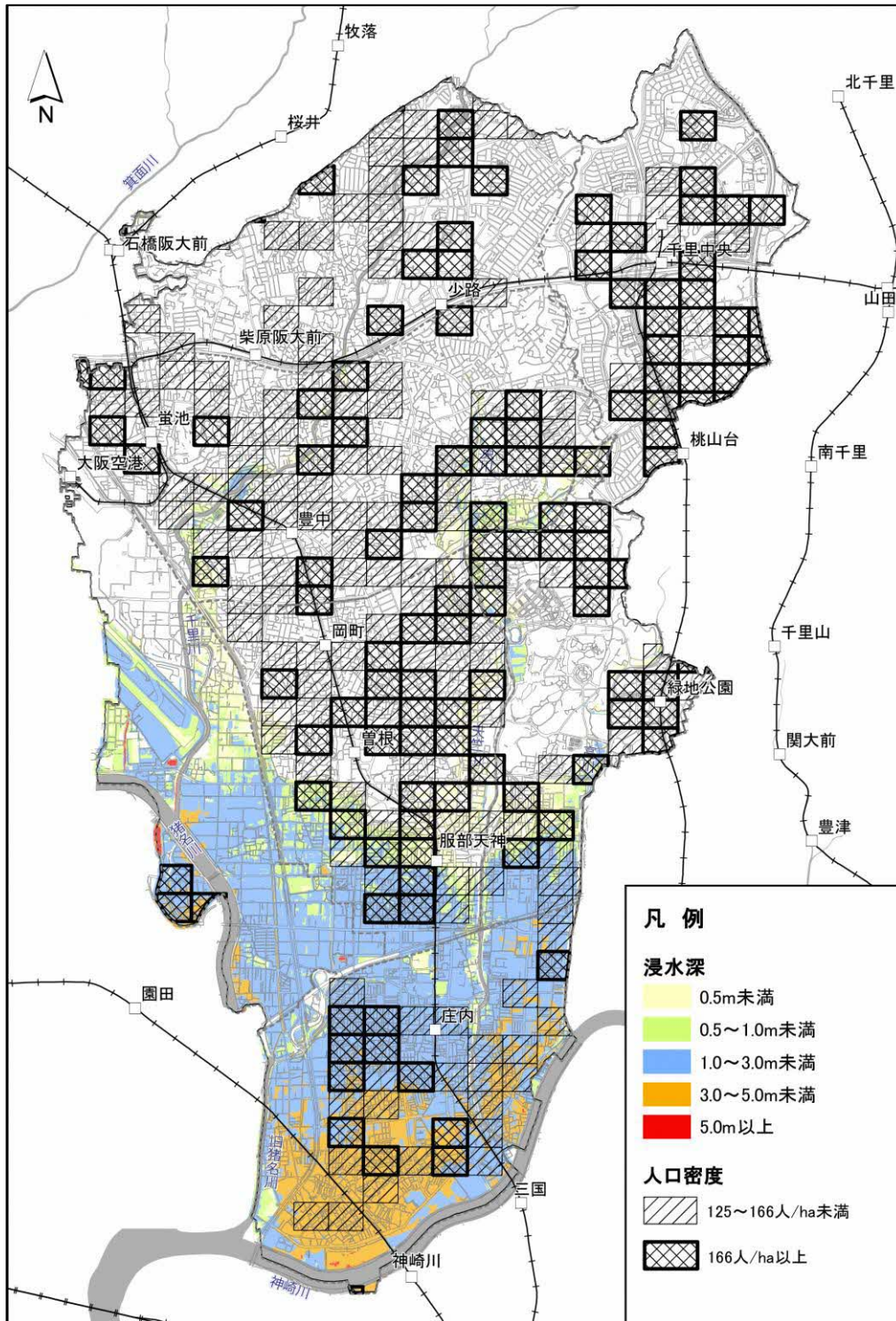


図 82 浸水深×人口メッシュ

※人口密度は250mメッシュ人口を等量間隔で5分類した上で上位2分類を表示している。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

②垂直避難が困難となる住宅数：浸水深×垂直避難困難住宅

南部地域の浸水深3m以上の区域では多数の垂直避難が困難な住宅が立地しています。

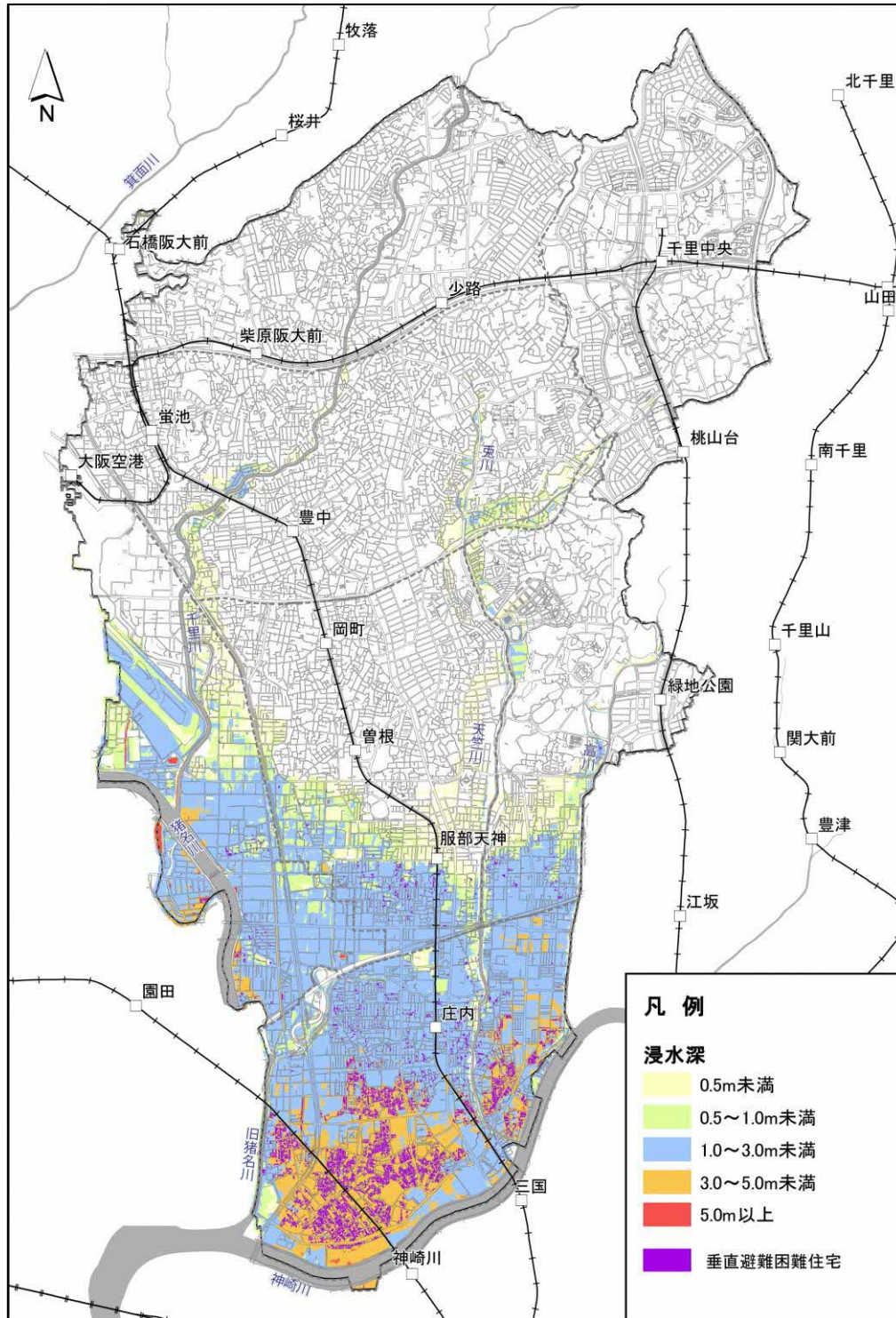


図 83 浸水深×垂直避難困難住宅

※垂直避難が困難な住宅は、浸水深 0.5m～3m 未満の区域に立地する平屋建住宅、浸水深 3m 以上の区域に立地する2階建以下の住宅を指す。ただし、同一敷地内に垂直避難が可能な建物を含む場合は該当しない。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

③長期（3日以上）浸水区域内の人口：浸水継続時間×人口メッシュ

南部地域の広範囲と西部地域の一部において、浸水継続時間 72 時間以上で人口密度が高いエリアが見られます。

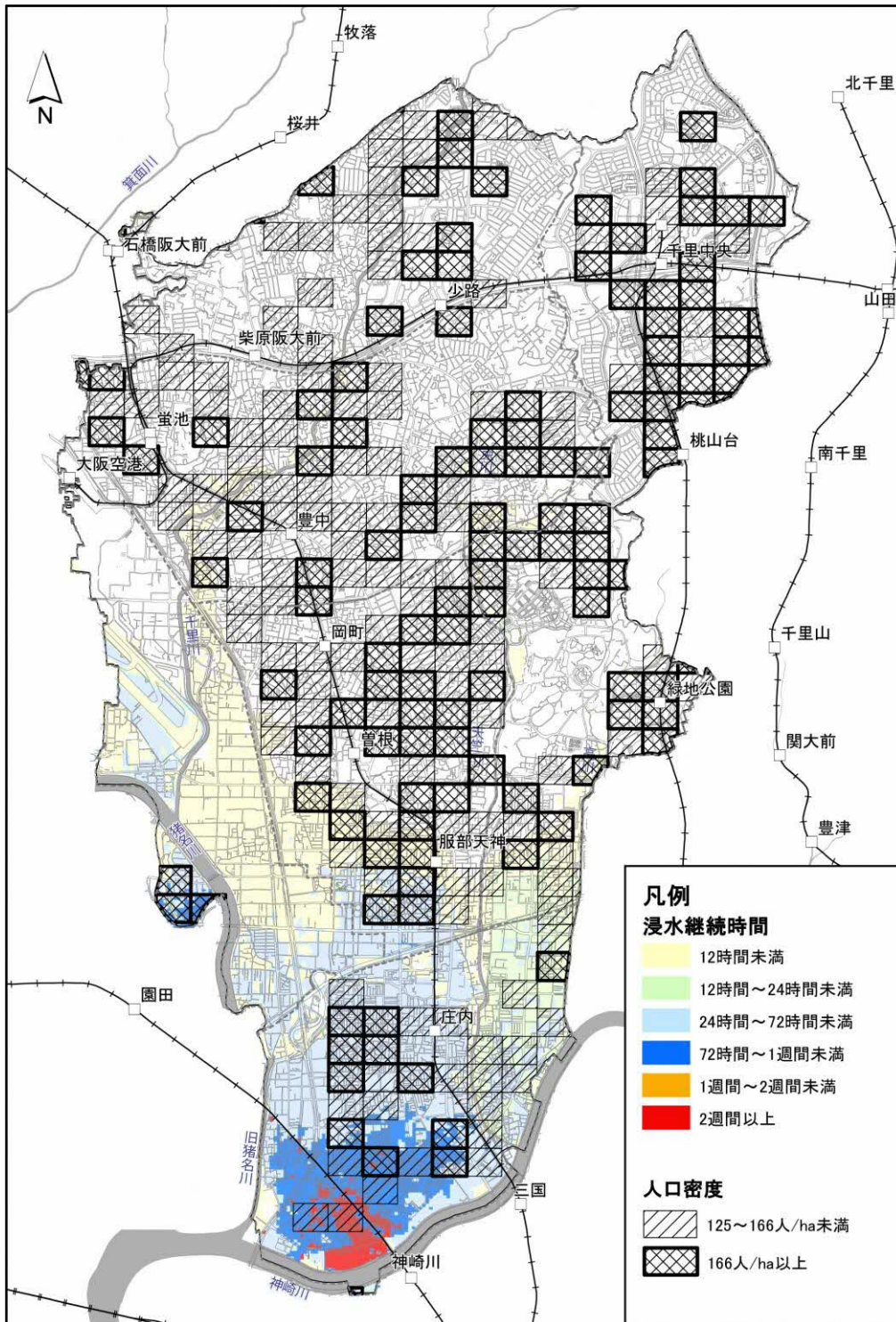


図 84 浸水継続時間×人口メッシュ

※人口密度は250mメッシュ人口を等量間隔で5分類した上で上位2分類を表示している。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

④指定緊急避難場所の配置：浸水深×指定緊急避難場所

概ね小学校区を基本とする地区防災圏ごとに洪水・高潮時の指定緊急避難場所が市域全体で確保されています。

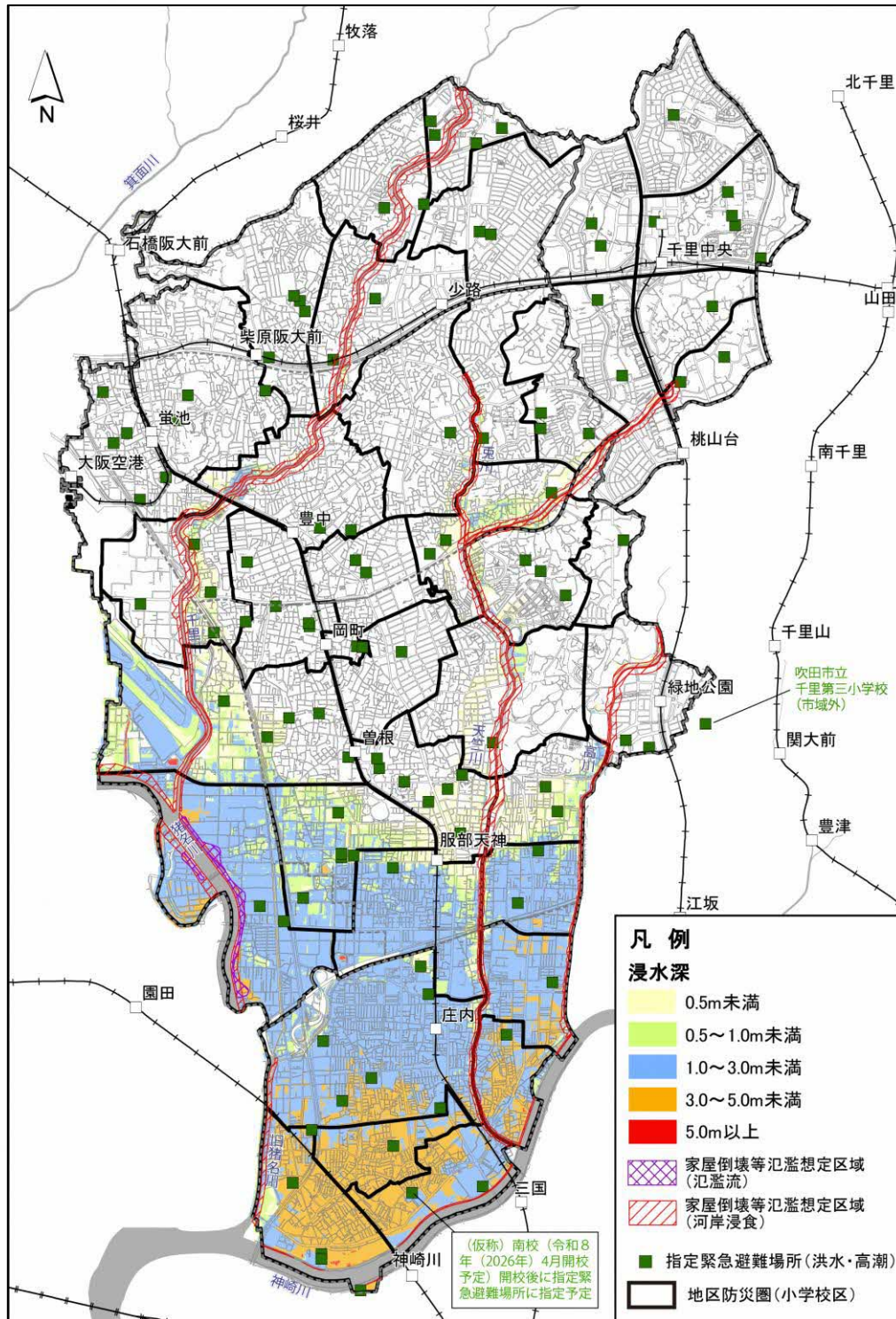


図 85 浸水深×指定緊急避難場所

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

⑤緊急交通路の活用可能性：浸水深×緊急交通路

緊急交通路の一部は緊急車両の出動に支障が出る可能性がある浸水深 0.5m以上の区域内を通過しています。

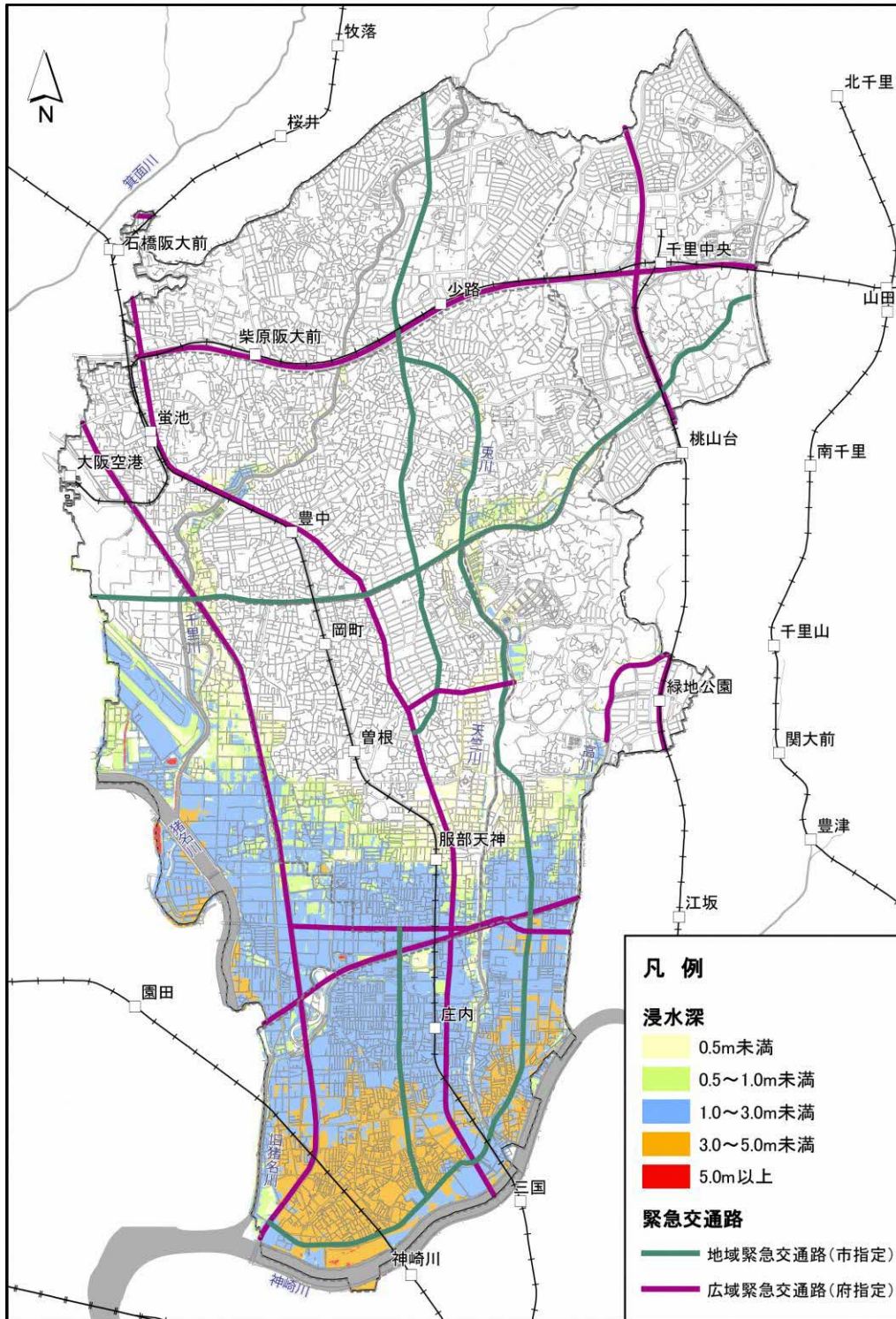


図 86 浸水深×緊急交通路

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

4 防災課題の抽出

(1) 防災課題の整理

防災指針では、洪水・高潮による災害ハザードを対象とし、災害リスクの分析結果を踏まえた防災まちづくりの将来像及び取組方針を示し、その対策として具体的な取組みをとりまとめます。

評価結果を踏まえ、各地域の災害リスクの特性に応じた防災上の課題を整理します。

表 32 防災課題の抽出

分析：災害ハザード×都市情報	防災課題
①浸水区域内の人口： 浸水深×人口メッシュ	①浸水深 3m以上の地域で、かつ人口密度が高い地域が存在する
②垂直避難が困難となる住宅数： 浸水深×垂直避難困難住宅	②建物階数が浸水深よりも深く、垂直避難が困難な建物が集積する
③長期（3日以上）浸水区域内の人口： 浸水継続時間×人口メッシュ	③浸水が 72 時間以上継続する区域に多くが居住している
④指定緊急避難場所の配置： 浸水深×指定緊急避難場所	④地区防災圏（小学校区）ごとに指定緊急避難場所が確保されている
⑤緊急交通路の活用可能性： 浸水深×緊急交通路	⑤浸水による緊急交通路の遮断が懸念される
⑥家屋倒壊の危険性： 家屋倒壊等氾濫想定区域×住宅	⑥洪水による家屋倒壊の危険がある区域に家屋が立地する
⑦要配慮者利用施設の浸水可能性： 浸水深×要配慮者利用施設	⑦浸水想定区域内に要配慮者利用施設が立地している

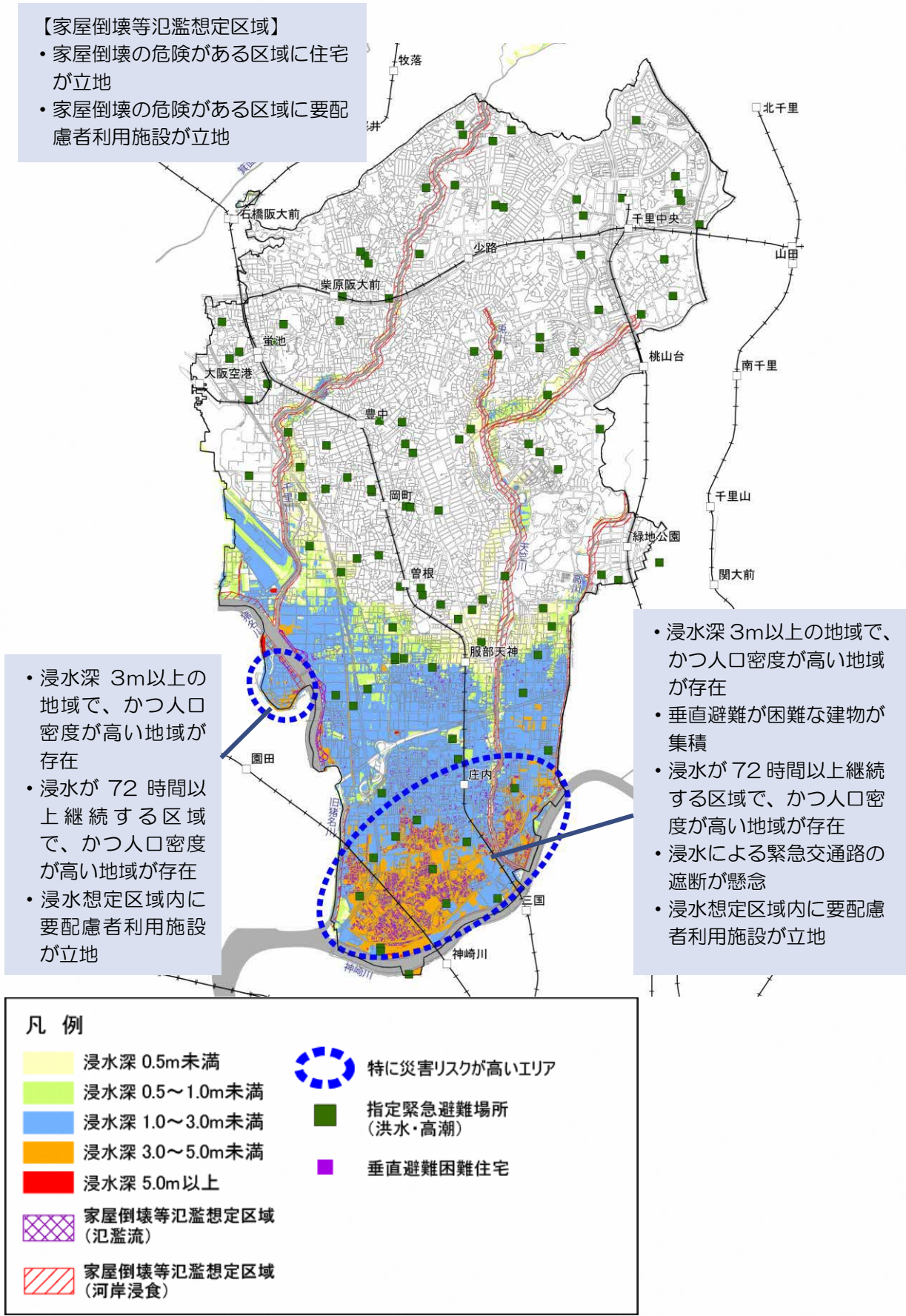


図 89 防災課題図

上記の防災課題図は、想定最大規模（1000年確率を上回る規模）の浸水想定区域です。
 なお、計画規模（おおむね 200年確率）における浸水想定区域で、3m以上浸水する区域に住宅はありません。

5 防災まちづくりの将来像、取組方針

(1) 防災まちづくりの将来像

本市の防災まちづくりを推進するにあたり、豊中市地域防災計画で示す「防災ビジョン」の基本理念である「安全、安心、災害に強いまち豊中」を防災まちづくりの将来像に定め、その実現に向け、同ビジョンの以下の3つの目標を共有し、取組みを展開します。

【目標1 災害に柔軟に対応する「減災」を推進するまち】

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本に、人命を守ることを最優先としたうえで、経済的被害も少なくなるようハード・ソフト両面の様々な対策を組み合わせ、効果的な取組みを推進する。

【目標2 生命と暮らしを守るまち】

日常時から、防災知識の普及（気象予警報や避難情報の意味・内容等についての啓発を含む）や防災訓練の実施に努め、情報伝達体制の強化や、広域的な応援体制、協力体制等の検討を進める。

【目標3 市民相互が「多様な視点」で支えあうまち】

市民等への防災意識の啓発や自主防災組織の育成に努め、市民や事業者の防災に対する自主的な取組みを推進するとともに、多様な主体が相互に連携し、協力して防災の取組みを推進する。

(2) 防災まちづくりの取組方針

防災まちづくりについて、市民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方のもと、ハード、ソフトの防災・減災対策を総合的に展開し、国、府、県、隣接市と連携しながら下記の方針に基づき取組みを進めます。

【ハード整備に関する取組方針】

①河川整備等による洪水対策

各河川管理者のもと、河道掘削等の河川改修等による対策を進め、洪水による被害の軽減を図ります。

②雨水排水施設整備等による対策

雨水バイパス管の整備や施設の耐水化による浸水対策により、水害に強いまちづくりを進めます。

③高潮対策

高潮時に備えた防災訓練の実施により、高潮による被害の防止・軽減を図ります。

④指定緊急避難場所・避難路の整備

想定最大規模の降雨量に対しては、浸水深より高い位置にある学校の校舎等を開放することで、垂直避難が困難な建物にお住まいの方の人数以上の避難場所は確保できています。

さらに（仮称）南校への指定緊急避難場所の設置など、浸水想定区域内の新たな公共施設の整備の際に防災機能の導入を図るとともに、災害時に円滑に避難できる避難路の確保を進めます。

⑤ライフライン施設の災害対策

災害による被害を最小限にとどめるため、災害時の迅速な復旧に向けた体制の整備や関係機関等との協力応援体制の充実を図り、平常時から施設機能の維持、保全に努めます。

【ソフト施策に関する取組方針】**⑥物資供給体制の整備**

災害時の物資供給に必要な輸送手段・輸送拠点を把握・点検し、災害時に備えた協力体制を整備します。

⑦避難体制の確保

災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、指定緊急避難場所を選定し、周知徹底を図るとともに、避難行動が円滑に行えるよう、避難誘導體制の強化を図ります。

⑧防災意識の向上と地域防災力の強化

各地域の災害リスクに応じて、市民等が災害時に適切な行動がとれるよう、平時から市民一人ひとりの防災知識の向上と災害への備えを促すとともに、災害による被害拡大を防ぐため、市民、事業者による自主防災体制の充実・強化を図ります。

総合ハザードマップの配布やHP、デジタル・ハザードマップと連動したマイ・タイムライン作成支援サービス、防災パネル展、とよなか防災アドバイザーの派遣などにより、ハザード情報の周知、啓発を行います。

⑨要配慮者への支援体制の整備

高齢者や子ども、障害者等の要配慮者は、避難に時間がかかることから、早期に避難の判断や行動が必要となるため、要配慮者の安全を確保するため、住民、事業者等と連携した取組みを進めます。

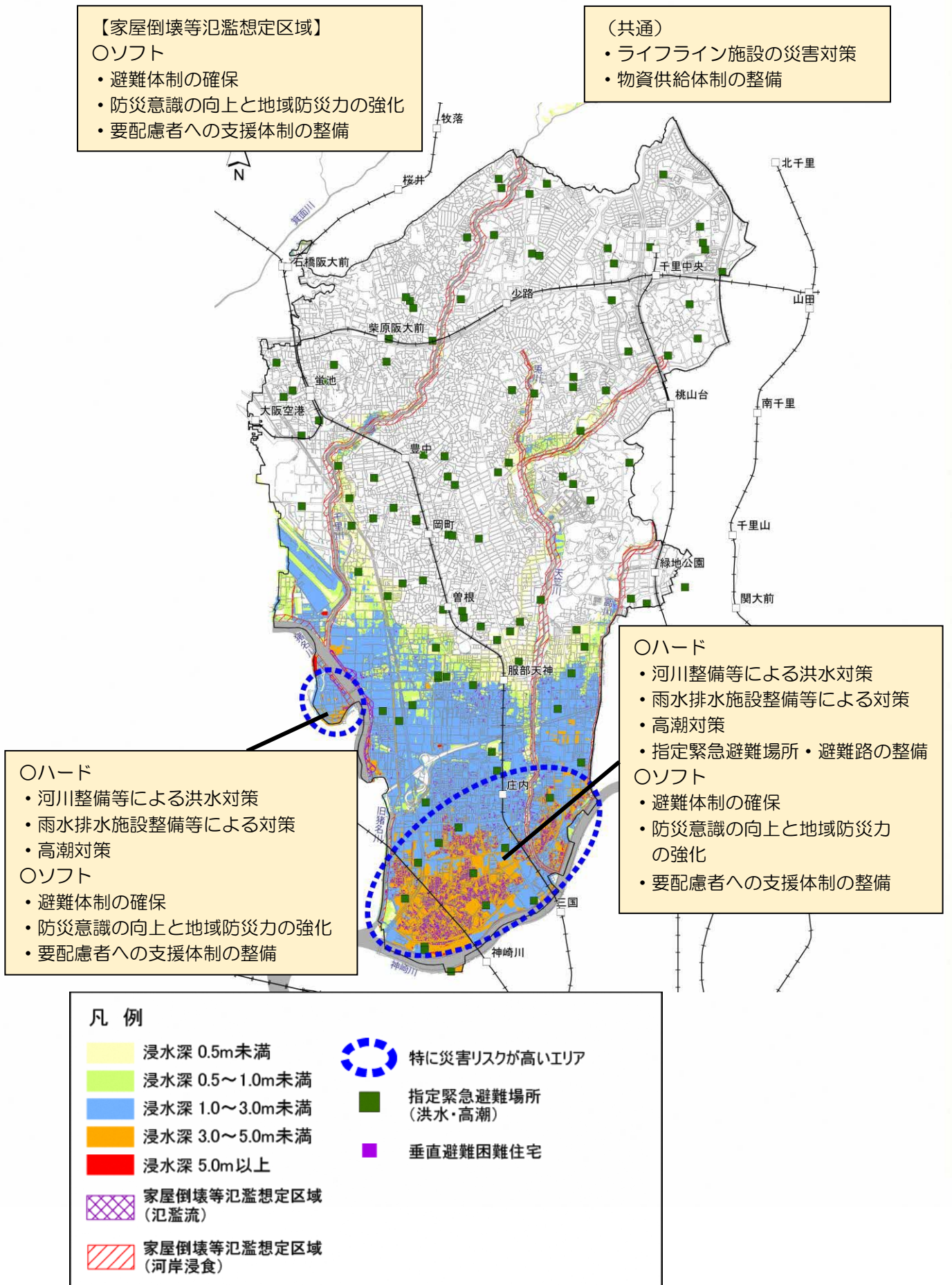


図 90 取組方針図

6 具体的取組み

(1) 具体的取組み及びスケジュール

取組みの実施に当たっては、防災まちづくりの取組方針の推進に向け計画的に対策の進捗を図るため、取組みの実施時期として、短期（概ね5年程度）、中期（概ね10年程度）、長期（概ね20年程度）のスケジュールを設定します。

表 33 防災指針の具体的取組み（1）

具体的取組み	実施主体	取組みの実施時期		
		短期	中期	長期
【取組方針①】河川整備等による洪水対策				
○（猪名川流域）流域治水プロジェクトの推進 水害リスクの増大に備え、あらゆる関係者が共同して、ハード・ソフト一体の事前防災対策により流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の考え方に基づく対策を総合的に推進する	国／府／県 ／市／住民 ／事業者	○	○	○
○（猪名川）河道掘削と堤防強化 猪名川の河道掘削を実施	国／府／県	○	○	○
○（神崎川）河床掘削 神崎川の河床掘削により浸水被害軽減を図る	府	○	○	○
○（神崎川流域）流域治水プロジェクトの推進 水害リスクの増大に備え、あらゆる関係者が共同して、ハード・ソフト一体の事前防災対策により流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の考え方に基づく対策を総合的に推進する	国／府／市 ／住民 ／事業者	○	○	○
○（旧猪名川）高潮の逆流防止対策 旧猪名川水門の閉鎖により、神崎川から旧猪名川への逆流を防止し、水門閉鎖時には、旧猪名川から神崎川へポンプ排水を行うことで、河川の排水機能も維持していく	府／県／市	○	○	○
【取組方針②】雨水排水施設整備等による対策				
○下水処理場、雨水ポンプ場の耐水化 南部地域は自然流下が困難な低地であり河川氾濫時の排水機能の確保が重要であることから、施設の耐水化を進める	市	○		
○下水道施設の整備による浸水対策 新免エリア等の浸水被害の危険がある区域に対して、既に設置している下水道管（既設管）に加え、更に新しい下水道管（雨水バイパス管）等を設置することにより、浸水被害を軽減する	市	○	○	○
○公共施設における雨水流出抑制の推進 校庭、公園、空港等での雨水貯留施設（貯留池）設置など	市	○	○	○

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
参考資料

表 34 防災指針の具体的取組み（2）

具体的取組み	実施 主体	取組みの実施時期		
		短期	中期	長期
【取組方針③】高潮対策				
○治水安全度の確保 神崎川の防潮ラインは、防潮堤及び防潮鉄扉で高潮の進入を防ぎ、治水安全度を確保する	府	○	○	○
○高潮に備えた防災訓練の実施 台風来襲による高潮を想定し、職員各自の役割の確認と市や水防組合などと連携のもと、水門や排水機場の運転指令など、情報伝達確認を行う	府/市	○	○	○
【取組方針④】指定緊急避難場所・避難路の整備				
○公共施設整備における防災機能の導入 浸水想定区域内で新たに整備された庄内さくら学園と同様に、(仮称)南校においても、指定緊急避難場所となるアリーナを2階に配置する	市	○	○	○
○避難路の整備 都市計画道路の整備推進	府/市	○	○	○
【取組方針⑤】ライフライン施設の災害対策				
○災害時の上下水道の機能強化、保全 災害時の上下水道の機能低下、供給停止を防止するため、災害時の迅速な復旧に向けた体制の整備や関係機関等との協力応援体制の充実など、施設機能の維持、保全に努める	市/ 供給事業者	○	○	○
【取組方針⑥】物資供給体制の整備				
○緊急輸送体制の整備 民間との協定による災害時輸送手段の確保、関係機関との応援要請・受入体制の整備を図る	国/府/市/ 事業者	○	○	○
○防災活動拠点の整備・充実 災害時の災害応急対応活動を迅速、的確に実施するため、浸水想定区域等に配慮しつつ、防災活動拠点の確保を図る	市	○	○	○
【取組方針⑦】避難体制の確保				
○指定緊急避難場所の確保 洪水時に氾濫による生命の危険がなくなるまでの期間、臨時的に受け入れすることのできる指定緊急避難場所を確保する。指定緊急避難場所へは、氾濫が開始する前に徒歩で避難することを原則とする	市	○	○	○
○浸水想定区域での円滑・迅速な避難の確保 ハザードマップを全戸配布し、市民に周知・啓発を図るとともに、浸水が予測される地域住民等に対し、情報伝達の経路、指定緊急避難場所や避難方法等についての出前講座や啓発を行う	市/住民/ 事業者	○	○	○

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

表 35 防災指針の具体的取組み（3）

具体的取組み	実施主体	取組みの実施時期		
		短期	中期	長期
○避難誘導體制の整備 避難誘導體制の整備を図り、避難行動要支援者等の避難が円滑に行えるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する	市／住民	○	○	○
○洪水・高潮避難ビルの確保 浸水想定区域内において津波、洪水及び高潮発生時の一時的な指定緊急避難場所となる「洪水・高潮避難ビル」を建物所有者等との協定締結により確保し、被害の軽減を図る	市／住民／事業者	○	○	○
○コミュニティタイムラインの策定の促進 災害時の避難行動を円滑にするため、校区単位で「いつ」「誰が」「何をするのか」を時系列で整理したコミュニティタイムライン策定を促進する	市／住民	○	○	
○災害情報網の整備 情報伝達体制の強化、災害時広報体制の整備を図る	市	○	○	
【取組方針⑧】 防災意識の向上と地域防災力の強化				
○防災知識の普及と意識啓発 パンフレット、ハザードマップ、防災出前講座や防災の専門家による講演、防災教育等を通じた普及啓発を推進する	市	○	○	○
○マイ・タイムライン作成支援ツールの導入 豊中市ホームページ上で公開している「デジタル・ハザードマップ」と連動する形で「マイ・タイムライン作成支援サービス」の構築により、マイ・タイムライン作成の手間が大幅に短縮するとともに、市民の防災意識の向上をめざす	市／住民	○		
○自主防災活動の充実・強化 校区自主防災組織の結成・活動の促進、防災マップ、地区防災計画の策定を促進する	市／住民	○	○	○
○事業者による防災対策 事業継続計画（BCP）の策定・運用の促進、事業所の実態・規模等に応じた防災計画作成を促進する	市／事業者	○	○	○
○各種防災訓練の実施 総合的防災訓練、個別防災訓練、事業所・市民の防災訓練	市／住民	○	○	○
○市民一人ひとりの防災対策 災害危険度の把握、家庭内備蓄の備え、マイ・タイムラインによる避難行動の確認、地域でのコミュニティづくりを促進する	住民	○	○	○
○災害リスクの周知 ハザードマップの更新・周知、想定浸水深表示看板の整備を図る	市	○	○	○

表 36 防災指針の具体的取組み (4)

具体的取組み	実施主体	取組みの実施時期		
		短期	中期	長期
【取組方針⑨】要配慮者への支援体制の整備				
○社会福祉施設等における防災対策 高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者の安全を図るため、防災計画の作成、防災訓練、施設の安全点検など日頃からの対策を講じる	市/事業者	○	○	○
○要配慮者利用施設避難確保計画の策定及び訓練実施の推進 浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されたことから、周知徹底に取り組む	市/事業者	○		
○避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進 市は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者の同意が得られる場合について、避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成する	市/事業者	○		
○福祉避難所の整備 豊中市福祉避難所基本方針に基づく、福祉避難所の選定、整備を推進する	市	○	○	○

(2) 防災に関する目標値

防災まちづくりの取組みの進捗を分かりやすく示すため、定量的な目標値を設定します。

指標	現状値	目標値
洪水・高潮避難ビル指定数	令和5年(2023年) 7件	令和10年度(2028年度) 17件
マイ・タイムライン作成支援サービスを利用して作成した人数	令和5年(2023年) 0人 ※	令和9年度(2027年度) 1,000人
校区自主防災組織の組織率	令和5年(2023年) 73.2%	令和9年度(2027年度) 80%

※令和5年度（2023年度）にサービス提供開始

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料